

農産物漬物の日本農林規格の見直しについて（案）

平成16年12月21日

農林水産省

1 見直しの趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」に基づき、農産物漬物の日本農林規格（平成8年6月4日農林水産省告示第860号）について見直しを行った。

平成16年6月1日に開催された農林規格調査会部会で規格の廃止の是非を検討した結果、「消費者、実需者又は製造業者が存続を強く望んでおり、その理由に合理性があると認められる規格」に該当し、改正又は確認する方向で検討するとされたことから、「原材料の增量材的使用の制限、まがい物の防止等消費者に良質な製品を提供する観点及び食品添加物の使用を必要最小限とする等消費者ニーズの変化に対応した製品を提供するという観点」から所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

農産物漬物の日本農林規格について、

- (1) 生産量が増加している「はくさいキムチ」及び「はくさい以外の農産物キムチ」の規格を設けるとともに、格付実績のない「農産物からし漬け類」、「農産物もろみ漬け類」等の規格を削除すること
 - (2) 「たくあん漬け」等の規格に「ふくじん漬け」等の規格で規定されている「糖用屈折計示度」の項目を追加すること
 - (3) 食品添加物についてポジリスト化すること
- 等の改正を行う。

農産物漬物の日本農林規格の見直しについて

1 見直し基準2 (1) ① (廃止の是非を検討するに当たっての基準) に該当している項目

ア 製造業者等が限定され、製品の種類ごとの品質に大きな格差が認められなくなっている農林物資の規格	(製造業者は1, 484社)
イ 見直しを行う年度の過去2ケ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の4年度前的小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格	(生産量は4%増)
ウ 一の都道府県以外では格付されなくなった農林物資の規格	(複数の都道府県で格付)
エ 格付率が著しく低い規格	該当 [格付率2%]

2 見直し基準2 (1) ③ (改正又は確認する方向で検討する基準) に該当する項目

ア 改正することにより廃止の基準に該当しなくなることが見込まれる規格	該当 [製造業者より格付率向上の意向が示されている]
イ 他法令で引用されている規格	(他法令による引用なし)
ウ 消費者、実需者、生産者又は製造業者が存続を強く望んでおり、その理由に合理性があると認められる規格	該当 [製造業者が存続要望書を提出] [消費者団体の78% (88団体中69団体) が規格の存続を希望]
エ 国際的規格の動向や消費者ニーズへの対応等存続させることについて政策的な必要性がある規格	(特になし)
オ その他存続させることについて合理的な理由がある規格	(特になし)

農産物漬物の日本農林規格の改正概要

1 適用の範囲の変更

(適用の範囲)

改 正 案	現 行
<p>この規格は、農産物漬物のうち、農産物ぬか漬け類、農産物しょうゆ漬け類、農産物かす漬け類、農産物酢漬け類、農産物塩漬け類、農産物みそ漬け類、農産物こうじ漬け類及び農産物赤とうがらし漬け類であって缶詰及び瓶詰以外のものに適用する。</p>	<p>この規格は、農産物漬物であって缶詰及び瓶詰以外のものに適用する。</p>

(改正理由)

- ・廃止することとした規格があるため、存続する規格名を列記し、適用範囲を明確にした。

2 定義の変更

・ポイント

- ① 廃止する規格に対応する「用語」及び「定義」を削除
- ② 新たに制定する「農産物赤とうがらし漬け類」の規定を追加
- ③ 品質表示基準と語句の書きぶりを統一

(定義)

用 語	改 正 案	現 行
農産物漬物	<p>農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。）を塩漬け（塩漬け前後に行う砂糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したもの若しくはしないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下同じ。）を脱塩、浸漬、塩漬け等の処理をしたもの若しくは処理をしないものをえたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したもの）をい。以下同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下同</p>	<p>農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。）を塩漬し、干し、若しくは湯煮したもの又はこれに魚介類若しくは海藻類を脱塩、浸漬、塩漬等の処理をしたもの若しくは処理をしないものをえたもの（魚介類及び海藻類の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したもの）をい。以下同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下同</p>

以下同じ。)、食酢、梅酢、ぬか類(米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下同じ。)、酒かす(みりんかすを含む。以下同じ。)、みそ、こうじ若しくは
もろみを用いたものに漬け込んだもの又はこれを干したもの)を用いたものに漬けたもの(漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。)
又はこれを干したもの)を用いたものに漬けたもの(漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。)

じ。)、酒かす(みりんかすを含む。以下同じ。)、みそ、こうじ、からし粉若しくはもろみを用いたものに漬け込んだもの又はこれを干したもの)を用いたものに漬けたもの(漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。)

(改正理由)

- 「農産物赤とうがらし漬け類」に係る規格(キムチ)を新たに設けたため、これに係る規定を追加。

(1) ポイント①関連

改廃等一覧

用語	改廃等の別
農産物漬物	改正
農産物ぬか漬け類	改正
たくあん漬け	改正
農産物しょうゆ漬け類	改正
ふくじん漬け	改正
農産物かす漬け類	改正
なら漬け	改正
刻みなら漬け	廃止
わさび漬け	改正
山海漬	廃止
農産物酢漬け類	改正
らっきょう酢漬け	改正
しょうが酢漬け	改正

用語	改廃等の別
農産物塩漬け類	改正
梅漬け	改正
梅干し	改正
調味梅漬け	改正
調味梅干し	改正
農産物みそ漬け類	改正
農産物からし漬け類	廃止
農産物こうじ漬け類	改正
べったら漬け	廃止
農産物もろみ漬け類	廃止
農産物赤とうがらし漬け類	〈新規制定〉
はくさいキムチ	〈新規制定〉
はくさい以外の農産物 キムチ	〈新規制定〉

○ キムチ関係定義対照表

	J A S 規 格 (改正案)	品質表示基準 (改正案)
農産物赤とうがらし漬け類	農産物漬物のうち、赤とうがらし粉若しくは赤とうがらし粉ににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを細刻若しくは小切り若しくは破碎したものを加えたもの（以下「赤とうがらし粉等」と総称する。）又はこれににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類及びだいこん以外の野菜、果実、ごま、ナッツ類、砂糖類、塩辛類、もち米粉、小麦粉等（以下「赤とうがらし粉等以外の漬け原材料」と総称する。）を加えたものに漬けたもの（赤とうがらし粉固有の色沢を有するものに限る。）をいう。	農産物漬物のうち、赤とうがらし粉若しくは赤とうがらし粉ににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを細刻若しくは小切り若しくは破碎したものを加えたもの（以下「赤とうがらし粉等」と総称する。）又はこれににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類及びだいこん以外の野菜、果実、ごま、ナッツ類、砂糖類、塩辛類、もち米粉、小麦粉等（以下「赤とうがらし粉等以外の漬け原材料」と総称する。）を加えたものに漬けたもの（赤とうがらし粉固有の色沢を有するものに限る。）をいう。
はくさいキムチ	農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬けし、水洗し、及び水切りしたはくさいを主原料として、赤とうがらし粉等（にんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類及びだいこんを使用したものに限る。）又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたものであって、低温で乳酸を生成させ、製品の熟成度及び保存性を確保するため、容器に充てんする前及び充てんした後において発酵させたものをいう。	農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬けし、水洗し、及び水切りしたはくさいを主原料として、赤とうがらし粉等（にんにく、しょうが若しくはにんにく以外のねぎ類のうち、2種類以上を使用したものに限る。はくさい以外の農産物キムチの項において同じ。）又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたものをいう。
はくさい以外の農産物キムチ	農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬けし、水洗し、及び水切りしたはくさい以外の農産物を主原料として、赤とうがらし粉等（にんにく、しょうが及びにんにく以外のねぎ類を使用したものに限る。）又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたものであって、低温で乳酸を生成させ、製品の熟成度及び保存性を確保するため、容器に充てんする前及び充てんした後において発酵させたものをいう。	農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬けし、水洗し、及び水切りしたはくさい以外の農産物を主原料として、赤とうがらし粉等又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたものをいう。

3 規格項目の変更

・ポイント

- ① 出来る限り数値基準を追加
- ② 「保存料」及びいわゆる「合成着色料」を削除
- ③ 「調味料」等をポジリスト化
- ④ 「キムチ」に係る規格を新規制定

(1) たくあん漬けの規格

区分	改正案	現行
香味	[略]	漬け上がり固有の香味が良好であること。
歯切れ及び肉質	[略]	漬け上がり固有の歯切れ及び肉質が良好であること。
色沢	[略]	漬け上がり固有の色沢が良好であること。
調整	[略]	ひげ根、葉の除去（葉つきのものにあっては、葉の切りそろい）及び切断したものにあっては切り方が良好であること。
塩ぬか又は調味液の状態	[略]	1 ぬか詰めのものにあっては、香味、色沢等が良好であり、かつ、きよう雑物の混入のない塩ぬかを使用していること。 2 液詰めのものにあっては、香味が良好であり、かつ、きよう雑物の混入のない調味液を使用していること。
糖用屈折計示度 (新設)	10度以上であること。ただし、砂糖類を使用しないものにあっては4度以上とする。	—
食品添加物以外の原材料	[略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1. だいこん 2. ぬか類 3. 調味料 4. 香辛料
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

1 甘味料	アセスルファムカリウム 、カンゾウ抽出物、 α -アグ ルコシルトランスフェラー ゼ処理ステビア、スクラロ ース及びステビア抽出物の うち3種以下	1 甘味料	カンゾウ抽出物、酵素処 理カンゾウ、酵素分解カン ゾウ、ステビア抽出物、酵 素処理ステビア
2 着色料	ウコン色素、クチナシ黄 色素、ベニコウジ黄色素、 ベニコウジ色素及びベニバ ナ黄色素のうち3種以下	2 着色料	クチナシ青色素、クチナ シ黄色素、紅コウジ色素、 ベニバナ色素、ウコン色素 、食用黄色4号、食用黄色 5号
3 糊料	[削る。]	3 保存料	ソルビン酸カリウム
4 酸化防止剤	キサンタンガム及びグア ーガム	4 糊料	グーガム、キサンタン ガム、タマリンドシードガ ム、カラギナン
5 pH調整剤	L-アスコルビン酸、L -アスコルビン酸ナトリウ ム及びエリソルビン酸ナト リウムのうち1種	5 酸化防止剤	L-アスコルビン酸、L -アスコルビン酸ナトリウ ム、エリソルビン酸ナトリ ウム
	アジピン酸、クエン酸、 クエン酸三ナトリウム、コ ハク酸、コハク酸二ナトリ ウム、酢酸ナトリウム、乳 酸、乳酸ナトリウム、フィ チン酸、フマル酸、DL- リンゴ酸及びDL-リンゴ 酸ナトリウムのうち1種		

6 酸味料

アジピン酸、クエン酸、
クエン酸三ナトリウム、コ
ハク酸、コハク酸二ナトリ
ウム、酢酸ナトリウム、乳
酸、乳酸ナトリウム、冰酢
酸、フィチン酸、フマル酸
、DL-リンゴ酸及びDL
-リンゴ酸ナトリウムのう
ち5種以下

7 調味料

L-アスパラギン酸ナト
リウム、DL-アラニン、
L-アルギニン、5'-イ
ノシン酸二ナトリウム、塩
化カリウム、5'-グアニ
ル酸二ナトリウム、クエン
酸三ナトリウム、グリシン
、L-グルタミン酸ナトリ
ウム、コハク酸、コハク酸
一ナトリウム、コハク酸二
ナトリウム、酢酸ナトリウ
ム、L-酒石酸水素カリウ
ム、L-酒石酸ナトリウム
、DL-トレオニン、乳酸
カルシウム、乳酸ナトリウ
ム、L-バリン、フマル酸
一ナトリウム、DL-メチ
オニン、L-リシン塩酸塩
、DL-リンゴ酸ナトリウ
ム、リン酸水素二カリウム
、リン酸二水素カリウム及
びL-ロイシンのうち13
種以下

8 [略]

9 製造用剤

D-ソルビトール及び炭

6 酸味料

7 調味料

8 香料

9 D-ソルビトール

	<u>酸カリウム</u>	
	<u>10 日持向上剤</u> <u>カラシ抽出物、キトサン</u> <u>、チアミンラウリル硫酸塩</u> <u>、トウガラシ水性抽出物、</u> <u>ホップ抽出物及びニッカフ</u> <u>オーム抽出物のうち3種以</u> <u>下</u>	
	[削る。]	<u>10 強化剤</u> <u>栄養改善法施行規則（昭</u> <u>和27年厚生省令第37号</u> <u>）第11条に規定する栄養</u> <u>成分の強化を目的として使</u> <u>用するもの</u>
異物	[略]	混入していないこと。
内容量	[略]	塩ぬか及び調味液を除いた重量が表示重量に適合していること。
表示の方法	[削る]	<u>1 次の事項を一括して表示</u> <u>してあること。</u> 【以下省略】

(改正内容)

- ・ 糖用屈折計示度の規定値を追加
- ・ 食品添加物に「日持向上剤」を追加
- 食品添加物の使用数を制限するため、
 - ・ 食品添加物の「酸味料」、「調味料」をポジリスト化
 - ・ 「保存料」、「強化剤」を削除
 - ・ 同時に使用できる数を制限

(2) 他の規格の主な改正点

ア 規格値の追加

規 格 名	区 分	新規設定案
たくあん漬け以外の農産物ぬか漬け類	糖用屈折計示度	3度以上であること。
梅漬け及び梅干し並びに調味梅漬け及び調味梅干し以外の農産物塩漬け類	塩 分	4. 2%以下であること。

イ <ふくじん漬けの規格> の規格値の改正

区 分	改 正 案	現 行
原材料の種類及びその配合割合	<p>1 内容重量が <u>100g</u> を超える場合にあっては、ふくじんの原料のうち 7 種類以上の原材料を主原料とし漬けたものであり、かつ、固形物に占めるだいこんの割合が、重量で 80% 未満であること。</p> <p>2 内容重量が <u>100g</u> 以下の場合にあっては、ふくじんの原料のうち 5 種類以上の原材料を主原料とし漬けたものであり、かつ、だいこんの割合が 85% 未満であること。</p>	<p>1 内容重量が <u>300g</u> を超える場合にあっては、ふくじんの原料のうち 7 種類以上の原材料を主原料とし<u>漬け込んだ</u>ものであり、かつ、固形物に占めるだいこんの割合が、重量で 80% 未満であること。</p> <p>2 内容重量が <u>300g</u> 以下の場合にあっては、ふくじんの原料のうち 5 種類以上の原材料を主原料とし<u>漬け込んだ</u>ものであり、かつ、だいこんの割合が 85% 未満であること。</p>

ウ <梅漬け及び梅干し並びに調味梅漬け及び調味梅干しの規格> の主な改正点

(ア) 梅漬け及び梅干し関連部分

区 分	改 正 案	現 行
食品添加物以外の原材料	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 梅及びしそ 2 [略] 3 醸造酢</p>	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 梅 2 食塩 3 食酢</p>
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

[削る。]

1 着色料

シソ色素、赤キャベツ色素、クチナシ赤色素、ビートレッド、食用赤色3号、食用赤色102号、食用赤色106号、食用黄色4号、食用黄色5号（ただし、食用赤色3号、食用赤色102号、食用赤色106号、食用黄色4号及び食用黄色5号にあっては、梅漬に赤しそと併用する場合に限る。）

[削る。]

2 酸味料

3 硫酸アルミニウムカリウム、水酸化カルシウム、クエン酸カルシウム（いずれも梅漬に限る。）

8 製造用剤

硫酸アルミニウムカリウム（梅漬けに限る。）、水酸化カルシウム（梅漬けに限る。）、クエン酸カルシウム（梅漬けに限る。）

[削る。]

4 強化剤

栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの

(改正理由)

- ・食品添加物の使用数を限定するため、「製造用剤」以外を削除

(イ) 調味梅漬け調味梅干し関連部分

区分	改正案	現行
食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 梅及びしそ 2 [略] 3 [略]	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 梅 2 食塩 3 調味料

食品添加物

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

1 甘味料

アセスルファムカリウム
、カンゾウ抽出物、 α -アーチ
ルコシルトランスフェラーゼ
処理ステビア、スクラロース
及びステビア抽出物のうち3種以下

2 着色料

アカキャベツ色素、クチナシ赤色素、シソ色素、ビートレッド及びムラサキイモ色素のうち3種以下

3 糊料

キサンタンガム、キトサン及びグーガムのうち2種以下

4 pH調整剤

アジピン酸、クエン酸、
クエン酸三ナトリウム、グルコン酸、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、フィチン酸、DL-リノリンゴ酸及びDL-リノゴ酸ナトリウムのうち1種

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

1 甘味料

カンゾウ抽出物、酵素処理
カンゾウ、酵素分解カンゾウ、
ステビア抽出物、酵素処理
ステビア

2 着色料

シソ色素、赤キャベツ色素、
クチナシ赤色素、ビートレッド、食用赤色3号、
食用赤色102号、食用赤色106号、食用黄色4号、
食用黄色5号（ただし、食用赤色3号、食用赤色102号、食用赤色106号、食用黄色4号及び食用黄色5号にあっては、赤しそと併用する場合に限る。）

3 糊料

グーガム、キサンタンガム、タマリンドシードガム、カラギナン、キトサン

5 酸味料

アジピン酸、クエン酸、
クエン酸三ナトリウム、グ
ルコン酸、コハク酸、コハ
ク酸二ナトリウム、酢酸ナ
トリウム、冰酢酸、フィチ
ン酸、DL-リンゴ酸及び
DL-リンゴ酸ナトリウム
のうち4種以下

6 調味料

L-アスパラギン酸ナト
リウム、DL-アラニン、
L-アルギニン、5'-イ
ノシン酸二ナトリウム、塩
化カリウム、5'-グアニ
ル酸二ナトリウム、クエン
酸三ナトリウム、グリシン
、L-グルタミン酸ナトリ
ウム、コハク酸、コハク酸
一ナトリウム、コハク酸二
ナトリウム、酢酸ナトリウ
ム、L-酒石酸水素カリウ
ム、L-酒石酸ナトリウム
、DL-トレオニン、乳酸
カルシウム、乳酸ナトリウ
ム、L-バリン、フマル酸
一ナトリウム、DL-メチ
オニン、L-リシン塩酸塩
、DL-リンゴ酸ナトリウ
ム、リン酸水素二カリウム
、リン酸二水素カリウム及
びL-ロイシンのうち13
種以下

7 [略]

8 製造用剤

D-ソルビトール、硫酸
アルミニウムカリウム（調

4 酸味料

5 調味料

6 香料

D-ソルビトール、チア
ミンラウリル硫酸塩（調味
梅干しに限る。）、硫酸ア

味梅漬けに限る。）、水酸化カルシウム（調味梅漬けに限る。）、クエン酸カルシウム（調味梅漬けに限る。」）及び炭酸カリウム（調味梅漬け及び調味梅干しに限る。）

9 日持向上剤

キトサン、チアミンラウリル硫酸塩、トウガラシ水性抽出物、ホップ抽出物、ニッカフォーム抽出物及びカラシ抽出物のうち3種以下

[削る。]

ルミニウムカリウム（調味梅漬に限る。）、水酸化カルシウム（調味梅漬に限る。）、クエン酸カルシウム（調味梅漬に限る。）

8 強化剤

栄養改善法施行規則第1
1条に規定する栄養成分の
強化を目的として使用する
もの

(改正理由)

- ・食品添加物に「日持向上剤」を追加
- 食品添加物の使用数を限定するため、
- ・「酸味料」、「調味料」をポジリスト化
- ・「保存料」、「強化剤」を削除
- ・同時に使用できる数を制限

(3) 測定方法の改正点

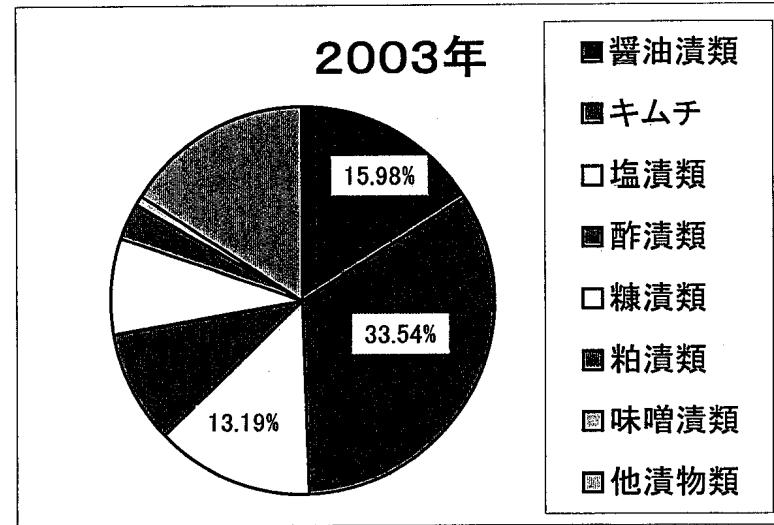
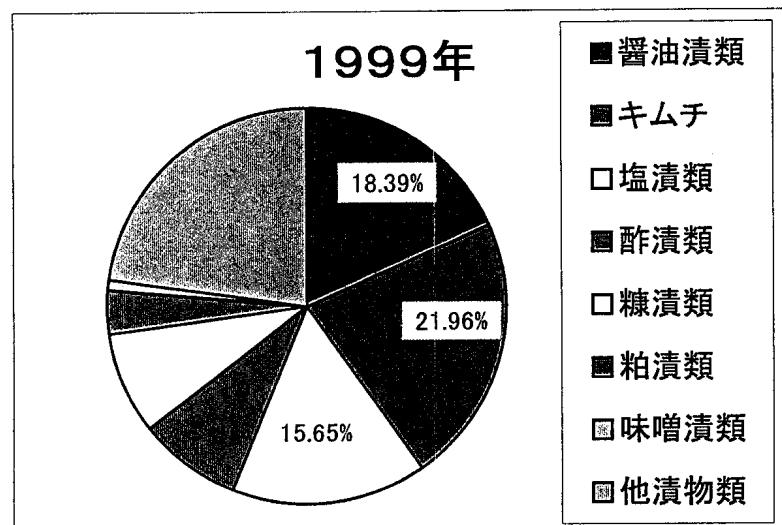
区分	改正案	現行
糖用屈折計示度	<p><u>漬けた原材料を細切りし均一としたもの（農産物ぬか漬け類、農産物かす漬け類、農産物みそ漬け類及び農産物こうじ漬け類のうち、薄切り、細刻若しくは小切りしたもの又はにんにくのりん片を漬けたものにあっては、ぬか類等、酒かす等、みそ等及びこうじ等を含んだものを細切りし均一としたもの）（以下「試料」という。）の圧搾液汁について糖用屈折計を用いて20°Cにおける屈折計示度を測定する。</u></p>	<p><u>漬け込んだ原材料を細切りし均一としたもの（農産物かす漬類、農産物みそ漬類及び農産物こうじ漬類のうち、薄切り、細刻若しくは小切りしたもの又はにんにくのりん片を漬け込んだものにあっては、酒かす等、みそ等及びこうじ等を含んだものを細切りし均一としたもの）（以下「試料」という。）の圧搾液汁について糖用屈折計を用いて20°Cにおける屈折計示度を測定する。</u></p>
全窒素分	<p><u>試料5gを量りとり、これに分解促進剤5g及び濃硫酸20mlを加えて加熱分解する。この分解液をアルカリ性とした後、窒素定量装置により蒸留し、滴定して全窒素量を求め、試料重量に対する百分比を全窒素分とする。</u></p>	<p><u>試料5gを量りとり、これに硫酸カリウム95、黄色酸化第二水銀5の割合の分解促進剤約5gと濃硫酸20mlを加えて加熱分解する。この分解液に約50mlの水と8%チオ硫酸ナトリウム液10mlを加えて水銀を沈殿させ、これに少量の砂状亜鉛を加え冷却し、アルカリ性とした後、塩入一奥田式蒸留装置を用いて蒸留する。</u> <u>あらかじめ、4%ほう酸溶液10mlを入れてある受器に100mlの留液を得るまで蒸留し、これをプロムクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬を用いて0.05mol/L硫酸で滴定し、全窒素量を求め、試料重量に対する百分比を全窒素分とする。</u></p>

総 酸 度 (新設)	試料 5 g を量りとり、これに 約 20 ml の水を加えてホモ ジナイズし、水を加えて 10 0 ml とする。よく混合し均 一にした後、ろ過し、ろ液 1 0 ml をとり、0.01 mol/L 水酸化ナトリウム溶液 で滴定し、乳酸として算出し て得た値の試料溶液に対する 百分比を総酸度とする。	-
---------------	---	---

(改正理由)

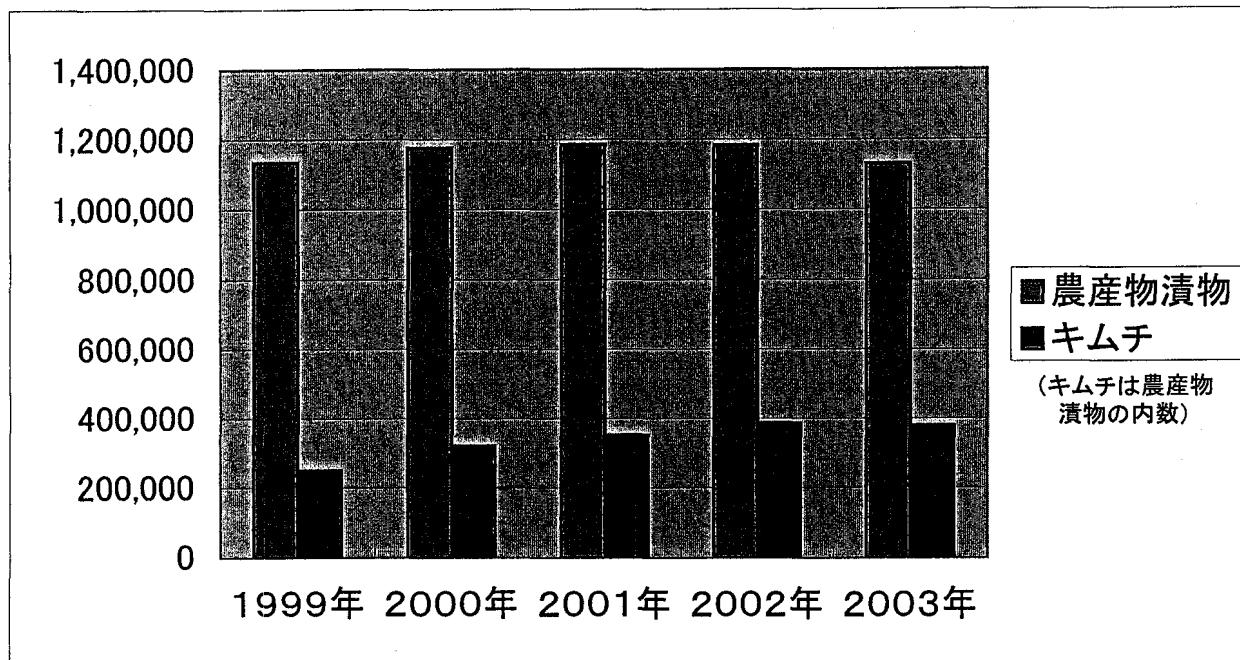
- ・「全窒素分」の測定方法について、他品目の規格と同様の規定ぶりとした。
- ・キムチの規格に、新たに「総酸度」の規定を設けたため、「総酸度」の測定方法を追加

農産物漬物の生産量



	1999年	2003年
醤油漬類	208,680	180,833
キムチ	249,292	379,606
塩漬類	177,660	149,348
酢漬類	96,823	107,756
糟漬類	94,477	89,791
味噌漬類	39,230	35,460
他漬物類	10,957	9,930
計	1,134,966	1,131,925

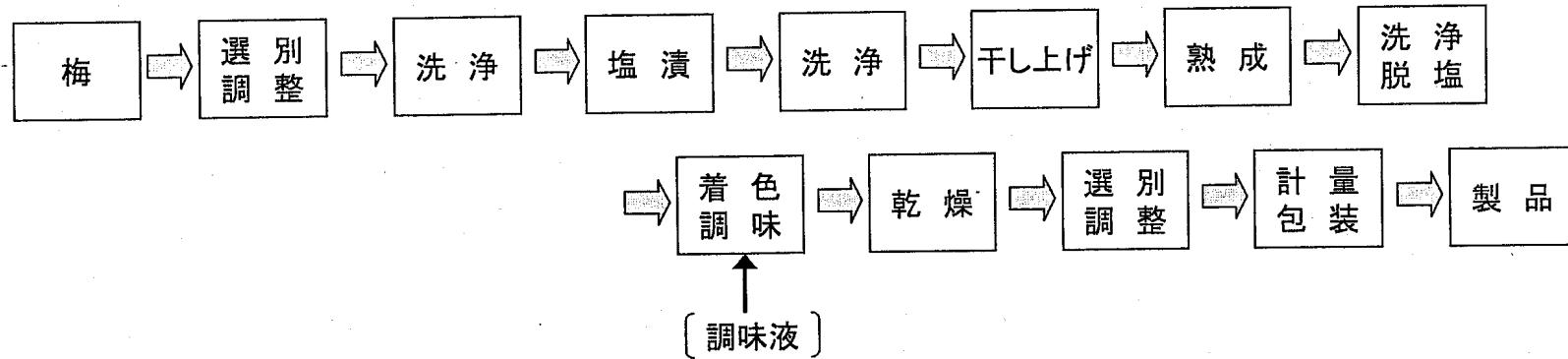
農産物漬物及びキムチの生産量



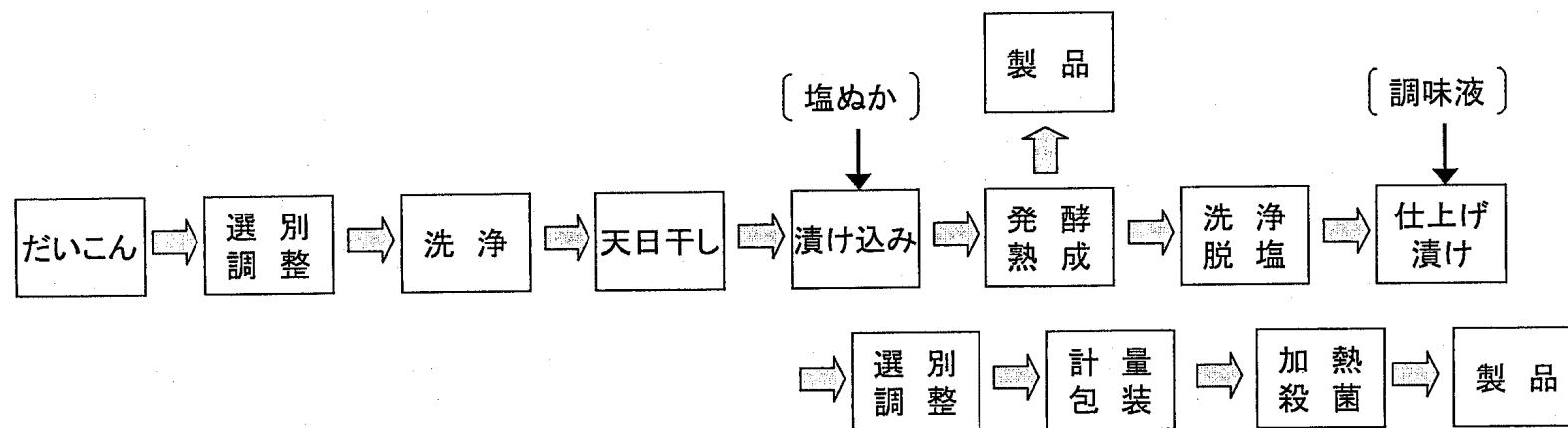
	農産物漬物	キムチ
1999年	1,134,966	249,292
2000年	1,175,964	320,048
2001年	1,185,843	351,100
2002年	1,183,593	386,210
2003年	1,131,926	379,606
計	5,812,292	1,686,256

農産物漬物の製造工程概要図

1. 塩漬け類(調味梅干し)

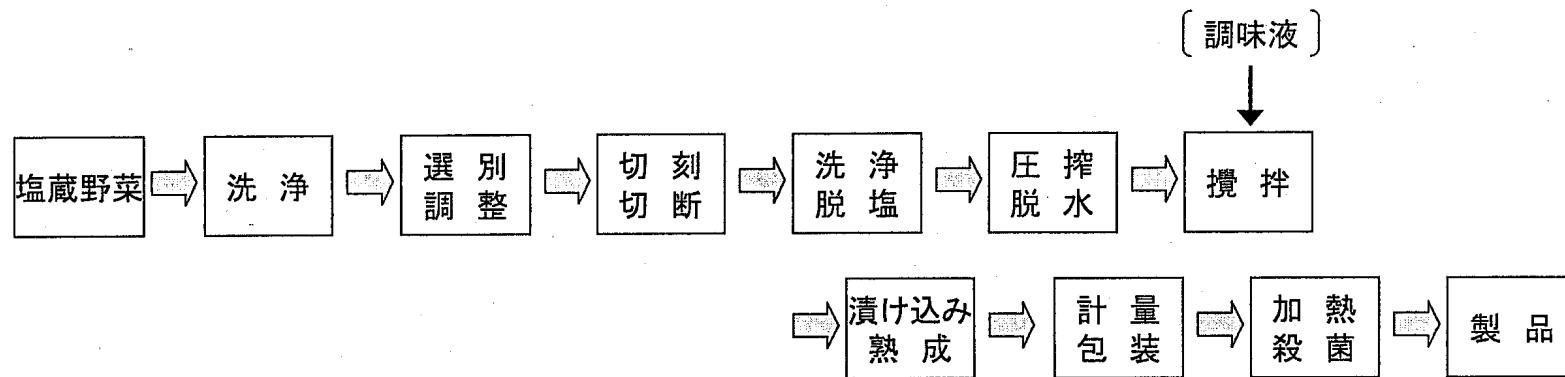


2. ぬか漬け類(たくあん漬け)

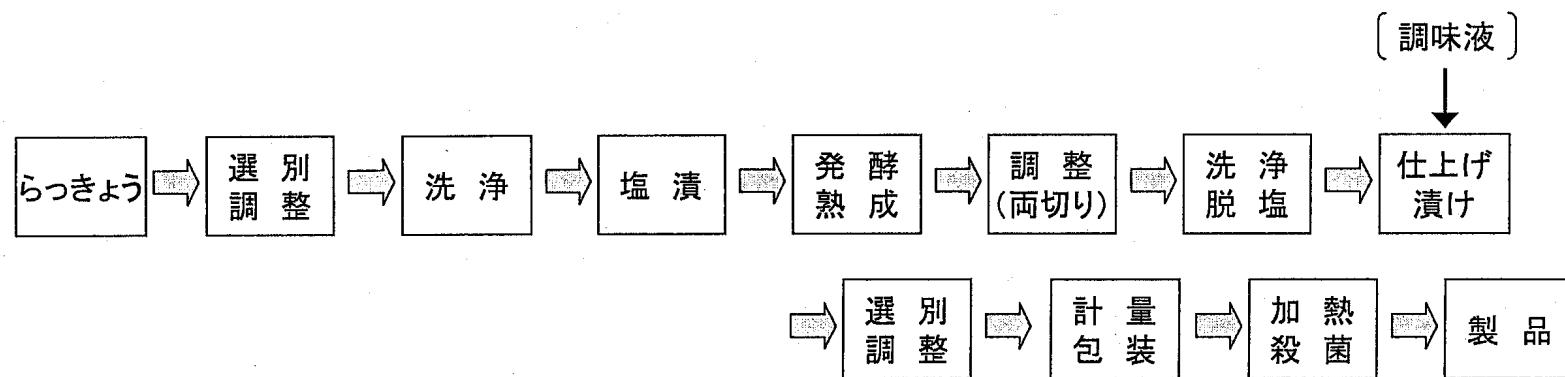


191

3. しょうゆ漬け類(ふくじん漬け)



4. 醋漬け類(らっきょう酢漬け)



農産物漬物の日本農林規格（平成8年6月4日農林水産省告示第860号）の改正案新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p>農産物漬物の日本農林規格 (適用の範囲)</p> <p>第1条 この規格は、農産物漬物のうち、農産物ぬか漬け類、農産物しょうゆ漬け類、農産物かす漬け類、農産物酢漬け類、農産物塩漬け類、農産物みそ漬け類、農産物こうじ漬け類及び農産物赤とうがらし漬け類であって缶詰及び瓶詰以外のものに適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物漬物</td><td>農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。）を塩漬け（塩漬け前後に行う砂糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したもの若しくはないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下同じ。）を脱塩、浸漬、塩漬け等の処理をしたもの若しくは処理をしないものを加えたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下同じ。）、酒かす（みりんかすを含む。以下同じ。）、みそ、こうじ若しくは赤とうがらし粉を用いたものに漬けたもの（漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。）又はこれを干したものという。</td></tr> <tr> <td>農産物ぬか漬け類</td><td>次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、ぬか類に砂糖類又は塩等を加えたもの（以下「塩ぬか」という。）に漬けたもの 2 1を砂糖類、果汁、みりん、香辛料等又はこれらに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬け替えたもの 3 1を塩ぬかに砂糖類、果汁、みりん、香辛料等を加えたものに漬け替えたもの</td></tr> <tr> <td>たくあん漬け</td><td>農産物ぬか漬け類のうち、干しあげ（天日干しで水分を除くこと。以下同じ。）又は塩押し（塩漬けにより水分を除くこと。以下同じ。）により脱水しただいこんを漬けたものをいう。</td></tr> <tr> <td>農産物しょうゆ漬け類</td><td>次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの</td></tr> <tr> <td>ふくじん漬け</td><td>農産物しょうゆ漬け類のうち、だいこん、なす、うり、きゅうり、しょうが、なたまめ、れんこん、しそ、たけのこ、しいたけ若しくはとうがらしを細刻したもの又はしその実若しくはごま（以下「ふくじんの原料」という。）のうち5種類</td></tr> </tbody> </table>	用語	定義	農産物漬物	農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。）を塩漬け（塩漬け前後に行う砂糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したもの若しくはないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下同じ。）を脱塩、浸漬、塩漬け等の処理をしたもの若しくは処理をしないものを加えたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下同じ。）、酒かす（みりんかすを含む。以下同じ。）、みそ、こうじ若しくは赤とうがらし粉を用いたものに漬けたもの（漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。）又はこれを干したものという。	農産物ぬか漬け類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、ぬか類に砂糖類又は塩等を加えたもの（以下「塩ぬか」という。）に漬けたもの 2 1を砂糖類、果汁、みりん、香辛料等又はこれらに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬け替えたもの 3 1を塩ぬかに砂糖類、果汁、みりん、香辛料等を加えたものに漬け替えたもの	たくあん漬け	農産物ぬか漬け類のうち、干しあげ（天日干しで水分を除くこと。以下同じ。）又は塩押し（塩漬けにより水分を除くこと。以下同じ。）により脱水しただいこんを漬けたものをいう。	農産物しょうゆ漬け類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの	ふくじん漬け	農産物しょうゆ漬け類のうち、だいこん、なす、うり、きゅうり、しょうが、なたまめ、れんこん、しそ、たけのこ、しいたけ若しくはとうがらしを細刻したもの又はしその実若しくはごま（以下「ふくじんの原料」という。）のうち5種類	<p>農産物漬物の日本農林規格 (適用の範囲)</p> <p>第1条 この規格は、農産物漬物であって缶詰及び瓶詰以外のものに適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物漬物</td><td>農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。）を塩漬し、干し、若しくは湯煮したもの又はこれに魚介類若しくは海藻類を脱塩、浸漬、塩漬等の処理をしたもの若しくは処理をしないものを加えたもの（魚介類及び海藻類の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下同じ。）、酒かす（みりんかすを含む。以下同じ。）、みそ、こうじ、からし粉若しくはもろみを用いたものに漬け込んだもの又はこれを干したものという。</td></tr> <tr> <td>農産物ぬか漬類</td><td>次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、ぬか類に糖類又は塩等を加えたもの（以下「塩ぬか」という。）に漬け込んだもの 2 1を糖類、果汁、みりん、香辛料等又はこれらに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬け替えたもの 3 1を塩ぬかに糖類、果汁、みりん、香辛料等を加えたものに漬け替えたもの</td></tr> <tr> <td>たくあん漬</td><td>農産物ぬか漬類のうち、干しあげ（天日干しで水分を除くこと。以下同じ。）又は塩押し（塩漬けにより水分を除くこと。以下同じ。）により脱水しただいこんを漬け込んだものをいう。</td></tr> <tr> <td>農産物しょうゆ漬類</td><td>次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に漬け込んだもの 2 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に糖類、みりん、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬け込んだもの</td></tr> <tr> <td>ふくじん漬</td><td>農産物しょうゆ漬類のうち、だいこん、なす、うり、きゅうり、しょうが、なたまめ、れんこん、しそ、たけのこ若しくはしいたけを細刻したもの又はしその実若しくはごま（以下「ふくじんの原料」という。）のうち5種類以上の原材料を</td></tr> </tbody> </table>	用語	定義	農産物漬物	農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。）を塩漬し、干し、若しくは湯煮したもの又はこれに魚介類若しくは海藻類を脱塩、浸漬、塩漬等の処理をしたもの若しくは処理をしないものを加えたもの（魚介類及び海藻類の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下同じ。）、酒かす（みりんかすを含む。以下同じ。）、みそ、こうじ、からし粉若しくはもろみを用いたものに漬け込んだもの又はこれを干したものという。	農産物ぬか漬類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、ぬか類に糖類又は塩等を加えたもの（以下「塩ぬか」という。）に漬け込んだもの 2 1を糖類、果汁、みりん、香辛料等又はこれらに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬け替えたもの 3 1を塩ぬかに糖類、果汁、みりん、香辛料等を加えたものに漬け替えたもの	たくあん漬	農産物ぬか漬類のうち、干しあげ（天日干しで水分を除くこと。以下同じ。）又は塩押し（塩漬けにより水分を除くこと。以下同じ。）により脱水しただいこんを漬け込んだものをいう。	農産物しょうゆ漬類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に漬け込んだもの 2 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に糖類、みりん、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬け込んだもの	ふくじん漬	農産物しょうゆ漬類のうち、だいこん、なす、うり、きゅうり、しょうが、なたまめ、れんこん、しそ、たけのこ若しくはしいたけを細刻したもの又はしその実若しくはごま（以下「ふくじんの原料」という。）のうち5種類以上の原材料を
用語	定義																								
農産物漬物	農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。）を塩漬け（塩漬け前後に行う砂糖類漬けを含む。）し、干し、若しくは湯煮したもの若しくはないもの又はこれに水産物（魚介類及び海藻類をいう。以下同じ。）を脱塩、浸漬、塩漬け等の処理をしたもの若しくは処理をしないものを加えたもの（水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下同じ。）、酒かす（みりんかすを含む。以下同じ。）、みそ、こうじ若しくは赤とうがらし粉を用いたものに漬けたもの（漬けることにより乳酸発酵又は熟成しないものを含む。）又はこれを干したものという。																								
農産物ぬか漬け類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、ぬか類に砂糖類又は塩等を加えたもの（以下「塩ぬか」という。）に漬けたもの 2 1を砂糖類、果汁、みりん、香辛料等又はこれらに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬け替えたもの 3 1を塩ぬかに砂糖類、果汁、みりん、香辛料等を加えたものに漬け替えたもの																								
たくあん漬け	農産物ぬか漬け類のうち、干しあげ（天日干しで水分を除くこと。以下同じ。）又は塩押し（塩漬けにより水分を除くこと。以下同じ。）により脱水しただいこんを漬けたものをいう。																								
農産物しょうゆ漬け類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの																								
ふくじん漬け	農産物しょうゆ漬け類のうち、だいこん、なす、うり、きゅうり、しょうが、なたまめ、れんこん、しそ、たけのこ、しいたけ若しくはとうがらしを細刻したもの又はしその実若しくはごま（以下「ふくじんの原料」という。）のうち5種類																								
用語	定義																								
農産物漬物	農産物（山菜、きのこ及び樹木の花、葉等を含む。以下同じ。）を塩漬し、干し、若しくは湯煮したもの又はこれに魚介類若しくは海藻類を脱塩、浸漬、塩漬等の処理をしたもの若しくは処理をしないものを加えたもの（魚介類及び海藻類の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。）を塩、しょうゆ、アミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）、食酢、梅酢、ぬか類（米ぬか、ふすま、あわぬか等をいう。以下同じ。）、酒かす（みりんかすを含む。以下同じ。）、みそ、こうじ、からし粉若しくはもろみを用いたものに漬け込んだもの又はこれを干したものという。																								
農産物ぬか漬類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、ぬか類に糖類又は塩等を加えたもの（以下「塩ぬか」という。）に漬け込んだもの 2 1を糖類、果汁、みりん、香辛料等又はこれらに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬け替えたもの 3 1を塩ぬかに糖類、果汁、みりん、香辛料等を加えたものに漬け替えたもの																								
たくあん漬	農産物ぬか漬類のうち、干しあげ（天日干しで水分を除くこと。以下同じ。）又は塩押し（塩漬けにより水分を除くこと。以下同じ。）により脱水しただいこんを漬け込んだものをいう。																								
農産物しょうゆ漬類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に漬け込んだもの 2 農産物漬物のうち、しょうゆ又はアミノ酸液に糖類、みりん、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬け込んだもの																								
ふくじん漬	農産物しょうゆ漬類のうち、だいこん、なす、うり、きゅうり、しょうが、なたまめ、れんこん、しそ、たけのこ若しくはしいたけを細刻したもの又はしその実若しくはごま（以下「ふくじんの原料」という。）のうち5種類以上の原材料を																								

	以上の原材料を主原料とし漬けたものをいう。
農産物かす漬け類	農産物漬物のうち、酒かす又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下「酒かす等」と総称する。）に漬けたものをいう。
なら漬け	農産物かす漬け類のうち、酒かす等を用いて漬け替えることにより、塩抜き又は調味したものを、仕上げかす（最終の漬けに用いる酒かす等をいう。以下同じ。）に漬けたものをいう。
[削る。]	[削る。]
わさび漬け	農産物かす漬け類のうち、わさびの根茎、葉柄等を細刻したものを酒かす等と練り合わせて漬けたものをいう。
[削る。]	[削る。]
農産物酢漬け類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に砂糖類、ワイン、香辛料等を加えたものに漬けたもの
らっきょう酢漬け	農産物酢漬け類のうち、らっきょうを主原料とするものを漬けたものをいう。
しょうが酢漬け	農産物酢漬け類のうち、しょうがを主原料とするものを漬けたものをいう。
農産物塩漬け類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、塩に漬けたもの 2 農産物漬物のうち、塩に砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬けたもの
梅漬け	農産物塩漬け類のうち、梅の果実を漬けたもの又はこれを梅酢若しくは梅酢に塩水を加えたものに漬けたもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。
梅干し	梅漬けを干したものをいう。
調味梅漬け	梅漬けを砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等又はこれらに削りぶし等を加えたものに漬けたもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。
調味梅干し	梅干しを砂糖類、食酢、梅酢、香辛料等若しくはこれらに削りぶし等を加えたものに漬けたもの又は調味梅漬けを干したもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。
農産物みそ漬け類	農産物漬物のうち、みそ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下「みそ等」と総称する。）に漬けたものをいう。
[削る。]	[削る。]
農産物こうじ漬け類	農産物漬物のうち、こうじ又はこれに砂糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下「こうじ等」と総称する。）に漬けたもの又はこれにぶり、さけ等の水産物を加えて漬けたものをいう。
[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]

	主原料とし漬け込んだものをいう。
農産物かす漬け類	農産物漬物のうち、酒かす又はこれに糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下「酒かす等」と総称する。）に漬け込んだものをいう。
なら漬け	農産物かす漬け類のうち、酒かす等を用いて漬け替えることにより、塩抜き又は調味したものを、仕上げかす（最終の漬け込みに用いる酒かす等をいう。以下同じ。）に漬け込んだものをいう。
刻みなら漬	農産物かす漬け類のうち、なら漬を細刻したものと酒かす等と練り合わせて漬け込んだものをいう。
わさび漬け	農産物かす漬け類のうち、わさびの根茎、葉柄等を細刻したものと酒かす等と練り合わせて漬け込んだものをいう。
山海漬	農産物かす漬け類のうち、農産物を細刻したものにかずのこ、あわび、くらげ等の魚介類又は海藻類を加えたものを、酒かす等にからし粉、粉わさび等を加えたものと練り合わせて漬け込んだものをいう。
農産物酢漬け類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に漬け込んだもの 2 農産物漬物のうち、食酢又は梅酢に糖類、ワイン、香辛料等を加えたものに漬け込んだもの
らっきょう酢漬け	農産物酢漬け類のうち、らっきょうを主原料とするものを漬け込んだものをいう。
しょうが酢漬け	農産物酢漬け類のうち、しょうがを主原料とするものを漬け込んだものをいう。
農産物塩漬け類	次に掲げるものをいう。 1 農産物漬物のうち、塩に漬け込んだもの 2 農産物漬物のうち、塩に糖類、食酢、梅酢、香辛料等を加えたもの又はこれに削りぶし、こんぶ等を加えたものに漬け込んだもの
梅漬け	農産物塩漬け類のうち、梅の果実を漬け込んだもの又はこれを梅酢若しくは梅酢に塩水を加えたものに漬け込んだもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。
梅干し	梅漬けを干したものをいう。
調味梅漬け	梅漬けを糖類、食酢、梅酢、香辛料等又はこれらに削りぶし等を加えたものに漬け込んだもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。
調味梅干し	梅干しを糖類、食酢、梅酢、香辛料等若しくはこれらに削りぶし等を加えたものに漬け込んだもの又は調味梅漬けを干したもの（しその葉で巻いたものを含む。）をいう。
農産物みそ漬け類	農産物漬物のうち、みそ又はこれに糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下「みそ等」と総称する。）に漬け込んだものをいう。
農産物からし漬け類	農産物漬物のうち、からし粉にからし油、粉わさび、糖類、みりん等を加えたもの（以下「からし等」と総称する。）に漬け込んだものをいう。
農産物こうじ漬け類	農産物漬物のうち、こうじ又はこれに糖類、みりん、香辛料等を加えたもの（以下「こうじ等」と総称する。）に漬け込んだもの又はこれにぶり、さけ等の魚介類を加えて漬け込んだものをいう。
べつたら漬	農産物こうじ漬け類のうち、だいこんを漬け込んだものをいう。
農産物もろみ漬け類	農産物漬物のうち、もろみ又はこれに糖類、しょうゆ等を加えたもの（以下「も

農産物赤とうがらし漬け類	農産物漬物のうち、赤とうがらし粉若しくは赤とうがらし粉ににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類若しくはだいこんを細刻若しくは小切り若しくは破碎したものを加えたもの（以下「赤とうがらし粉等」と総称する。）又はこれににんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類及びだいこん以外の野菜、果実、ごま、ナッツ類、砂糖類、塩辛類、もち米粉、小麦粉等（以下「赤とうがらし粉等以外の漬け原材料」と総称する。）を加えたものに漬けたもの（赤とうがらし粉固有の色沢を有するものに限る。）をいう。	ろみ等」と総称する。）に漬け込んだものをいう。
はくさいキムチ	農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬けし、水洗し、及び水切りしたはくさいを主原料として、赤とうがらし粉等（にんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類及びだいこんを使用したものに限る。）又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたものであって、低温で乳酸を生成させ、製品の熟成度及び保存性を確保するため、容器に充てんする前及び充てんした後において発酵させたものをいう。	
はくさい以外の農産物キムチ	農産物赤とうがらし漬け類のうち、塩漬けし、水洗し、及び水切りしたはくさい以外の農産物を主原料として、赤とうがらし粉等（にんにく、しょうが及びにんにく以外のねぎ類を使用したものに限る。）又はこれに赤とうがらし粉等以外の漬け原材料を加えたものに漬けたものであって、低温で乳酸を生成させ、製品の熟成度及び保存性を確保するため、容器に充てんする前及び充てんした後において発酵させたものをいう。	
漬け上がり	漬けた農産物及び水産物に、漬けに使用した調味料等の香味、色沢等が浸透し、又は調和し、それぞれの漬物固有の性状を呈することをいう。	
(たくあん漬けの規格)		
第3条たくあん漬けの規格は、次のとおりとする。		
区分	基準	
香 味	[略]	品 香 味 漬け上がり固有の香味が良好であること。
歯切れ及び肉質	[略]	歯切れ及び肉質 漬け上がり固有の歯切れ及び肉質が良好であること。
色 沢	[略]	色 沢 漬け上がり固有の色沢が良好であること。
調 製	[略]	調 製 ひげ根、葉の除去（葉つきのものにあっては、葉の切りそろい）及び切断したものにあっては切り方が良好であること。
塩ぬか又は調味液の状態		塩ぬか又は調味液の状態 1.ぬか詰めのものにあっては、香味、色沢等が良好であり、かつ、きょう雜物の混入のない塩ぬかを使用していること。 2.液詰めのものにあっては、香味が良好であり、かつ、きょう雜物の混入のない調味液を使用していること。
糖用屈折計示度	10度以上であること。ただし、砂糖類を使用しないものにあっては4度以上とする。	
原 食品添加物以外の原材料	[略]	原 食品添加物以外の原材料 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1.だいこん 2.ぬか類 3.調味料

料	<p>食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 甘味料 <u>アセスルファムカリウム、カンゾウ抽出物、α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、スクラロース及びステビア抽出物のうち3種以下</u></p> <p>2 着色料 ウコン色素、クチナシ黄色素、ベニコウジ黄色素、ベニコウジ色素及びベニバナ黄色素のうち3種以下 〔削る。〕</p> <p>3 糊料 <u>キサンタンガム及びグーガム</u></p> <p>4 酸化防止剤 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム<u>及び</u>エリソルビン酸ナトリウムのうち1種</p> <p>5 pH調整剤 <u>アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、フィチン酸、フマル酸、DL-リソリンゴ酸及びDL-リソリンゴ酸ナトリウムのうち1種</u></p> <p>6 酸味料 <u>アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、氷酢酸、フィchin酸、フマル酸、DL-リソリンゴ酸及びDL-リソリンゴ酸ナトリウムのうち5種以下</u></p> <p>7 調味料 <u>L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニン、L-アルギニン、5'-イノシン酸二ナトリウム、塩化カリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸、コハク酸一ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸ナトリウム、DL-トレオニン、乳酸カルシウム、乳酸ナトリウム、L-バリン、フマル酸一ナトリウム、DL-メチオニン、L-リシン塩酸塩、DL-リソリンゴ酸ナトリウム、リン酸水素二カリウム、リン酸二水素カリウム及びL-ロイシンのうち13種以下</u></p> <p>8 [略]</p> <p>9 製造用剤 <u>D-ソルビトール及び炭酸カリウム</u></p> <p>10 日持向上剤 カラシ抽出物、キトサン、チアミンラウリル硫酸塩、トウガラシ水性抽出物、ホップ抽出物及びユッカフォーム抽出物のうち3種以下 〔削る。〕</p>	<p>料</p> <p>食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 甘味料 <u>カンゾウ抽出物、酵素処理カンゾウ、酵素分解カンゾウ、ステビア抽出物、酵素処理ステビア</u></p> <p>2 着色料 クチナシ青色素、クチナシ黄色素、紅コウジ色素、ベニバナ色素、ウコン色素、食用黄色4号、食用黄色5号</p> <p>3 保存料 <u>ソルビン酸カリウム</u></p> <p>4 糊料 グーガム、キサンタンガム、タマリンドシードガム、カラギナン</p> <p>5 酸化防止剤 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム<u>、エリソルビン酸ナトリウム</u></p> <p>6 酸味料</p> <p>7 調味料</p> <p>8 香料</p> <p>9 D-ソルビトール</p> <p>10 強化剤 栄養改善法施行規則(昭和27年厚生省令第37号)第11条に規定する栄</p>
---	--	--

	異物 [略] 内容量 [略]
「削る。」	「削る。」
「削る。」	「削る。」

	養成分の強化を目的として使用するもの
異物	混入していないこと。
内容量	塩ぬか及び調味液を除いた重量が表示重量に適合していること。
表示	<p>1 次の事項を一括して表示であること。</p> <p>(1) 品名 (2) 原材料名 (3) 内容量 (4) 賞味期限（品質保持期限） (5) 保存方法 (6) 製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者）の氏名又は名称及び住所</p> <p>2 薄切りにし又は細刻しただいこん以外のだいこんを原料としたものにあっては、1の(3)に掲げる事項については、省略することができる。</p> <p>3 輸入品にあっては、1に規定するもののほか、原産国名を一括して表示すること。</p> <p>1 一括表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名 「たくあん漬」と記載すること。ただし、薄切り又は細刻したものにあっては、「たくあん漬」の文字の次に括弧を付して、「薄切り」又は「刻み」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名 使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。 (ア) 漬け込んだ原材料は、干しあげただいこんにあっては「干しだいこん」と、塩押しだいこんにあっては「塩押しだいこん」と記載すること。 (イ) 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 a 糖類以外の原材料にあっては、「米ぬか」、「食塩」、「とうがらし」、「こんぶ」、「かつお削りぶし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、米ぬかその他のぬか類にあっては「ぬか類」と、とうがらしその他の香辛料にあっては「香辛料」と記載することができる。 b 糖類にあっては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」、「水あめ」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液</p>

891

糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

c 使用した糖類が2種類以上の場合は、bの規定にかかわらず、「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

イ 食品添加物は、製品に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）第5条第1項第1号ホ及び第2号、第10項並びに第11項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあっては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

(3) 内容量

内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

(4) 賞味期限（品質保持期限）

賞味期限（品質保持期限）（容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分保持しうると認められる期限をいう。以下同じ。）を、次に定めるところにより記載すること。

ア 製造から賞味期限（品質保持期限）までの期間が3月以内のものにあっては、次の例のいずれかにより記載すること。

(7) 平成8年4月1日

(4) 8. 4. 1

(5) 1996. 4. 1

(3) 96. 4. 1

イ 製造から賞味期限（品質保持期限）までの期間が3月を超えるものにあっては、次に定めるところにより記載すること。

(7) 次の例のいずれかにより記載すること。

a 平成8年4月

b 8. 4

c 1996. 4

d 96. 4

(1) (7)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。

(5) 保存方法

製品の特性に従って、「10°C以下で保存すること」、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存するものにあっては、常温で保存する旨を省略することができる。

2 一括表示事項の項に規定する事項の表示は、別記様式により、容器若しくは包装の見やすい箇所又は送り状にしてあること。

表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを表示していないこと。

(1) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語（品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。）及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語

(2) 一括表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語

(3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 使用する原材料のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第7条第1項の規定に基づく日本農林規格が制定されているものにあっては、当該日本農林規格による格付が行われたものでなければならない。ただし、輸入品の原材料として使用する場合等やむを得ない場合には、当該日本農林規格に適合するものとすることができる。

(たくあん漬以外の農産物ぬか漬類の規格)

第4条たくあん漬以外の農産物ぬか漬類の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
香 味	前条の規格の香味と同じ。
歯切れ及び肉質	前条の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
色 沢	前条の規格の色沢と同じ。
調 製	〔略〕
塩ぬか又は調味液の状態	前条の規格の塩ぬか又は調味液の状態と同じ。
糖用屈折計示度	3度以上であること。
原 材 料	食品添加物以外の原材料 〔略〕
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 甘味料

第4条たくあん漬以外の農産物ぬか漬類の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品 质	香 味 前条第1項の規格の香味と同じ。 歯切れ及び肉質 前条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。 色 沢 前条第1項の規格の色沢と同じ。 調 製 形状の不良なもの、損傷のあるもの等の除去及び切断したものにあっては切り方が良好であること。 塩ぬか又は調味液の状態 前条第1項の規格の塩ぬか又は調味液の状態と同じ。
原 材 料	食品添加物以外の原材料 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 農産物 2 ぬか類 3 調味料 4 香辛料
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 甘味料

	<u>アセスルファムカリウム</u> 、 <u>カンゾウ抽出物</u> 、 <u>α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア</u> 、 <u>スクラロース</u> 及び <u>ステビア抽出物</u> のうち3種以下
2 酸化防止剤	<u>L-アスコルビン酸</u> 及び <u>L-アスコルビン酸ナトリウム</u> のうち1種
3 pH調整剤	<u>アジピン酸</u> 、 <u>クエン酸</u> 、 <u>クエン酸三ナトリウム</u> 、 <u>コハク酸</u> 、 <u>コハク酸二ナトリウム</u> 、 <u>酢酸ナトリウム</u> 、 <u>乳酸</u> 、 <u>乳酸ナトリウム</u> 、 <u>フィチン酸</u> 、 <u>D,L-リンゴ酸</u> 及び <u>D,L-リンゴ酸ナトリウム</u> のうち1種
4 酸味料	<u>アジピン酸</u> 、 <u>クエン酸</u> 、 <u>クエン酸三ナトリウム</u> 、 <u>コハク酸</u> 、 <u>コハク酸二ナトリウム</u> 、 <u>酢酸ナトリウム</u> 、 <u>乳酸</u> 、 <u>乳酸ナトリウム</u> 、 <u>氷酢酸</u> 、 <u>フィチン酸</u> 、 <u>D,L-リンゴ酸</u> 及び <u>D,L-リンゴ酸ナトリウム</u> のうち5種以下
5 調味料	<u>L-アスパラギン酸ナトリウム</u> 、 <u>D,L-アラニン</u> 、 <u>L-アルギニン</u> 、 <u>5'-イノシン酸二ナトリウム</u> 、 <u>塩化カリウム</u> 、 <u>5'-グアニル酸二ナトリウム</u> 、 <u>クエン酸三ナトリウム</u> 、 <u>グリシン</u> 、 <u>L-グルタミン酸ナトリウム</u> 、 <u>コハク酸</u> 、 <u>コハク酸一ナトリウム</u> 、 <u>コハク酸二ナトリウム</u> 、 <u>酢酸ナトリウム</u> 、 <u>L-酒石酸水素カリウム</u> 、 <u>L-酒石酸ナトリウム</u> 、 <u>D,L-トレオニン</u> 、 <u>乳酸カルシウム</u> 、 <u>乳酸ナトリウム</u> 、 <u>L-バリン</u> 、 <u>フマル酸一ナトリウム</u> 、 <u>D,L-メチオニン</u> 、 <u>L-リシン塩酸塩</u> 、 <u>D,L-リンゴ酸ナトリウム</u> 、 <u>リン酸水素二カリウム</u> 、 <u>リン酸二水素カリウム</u> 及び <u>L-ロイシン</u> のうち13種以下
6 製造用剤	<u>D-ソルビトール</u> 、 <u>炭酸カリウム</u> 及び <u>硫酸アルミニウムカリウム</u>
7 日持向上剤	<u>カラシ抽出物</u> 、 <u>キトサン</u> 、 <u>チアミンラウリル硫酸塩</u> 、 <u>トウガラシ水性抽出物</u> 及び <u>ホップ抽出物</u> のうち3種以下 【削る。】

異物	前条の規格の異物と同じ。
内容量	前条の規格の内容量と同じ。
「 削る。」	【削る。】

	<u>カンゾウ抽出物</u> 、 <u>酵素処理カンゾウ</u> 、 <u>酵素分解カンゾウ</u> 、 <u>ステビア抽出物</u> 、 <u>酵素処理ステビア</u>
2 酸化防止剤	<u>L-アスコルビン酸</u> 、 <u>L-アスコルビン酸ナトリウム</u>
3 酸味料	
4 調味料	
5 D-ソルビトール	<u>硫酸アルミニウムカリウム</u>
6 強化剤	<u>栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</u>
異物	前条第1項の規格の異物と同じ。
内容量	前条第1項の規格の内容量と同じ。
表 示	<p>一括表示事項</p> <p>1 次の事項を一括して表示してあること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 品名 (2) 原材料名 (3) 内容量 (4) 賞味期限(品質保持期限) (5) 保存方法 (6) 製造業者又は販売業者(輸入品にあっては、輸入業者)の氏名又は名称及び住所 <p>2 薄切りにし又は細刻若しくは小切りしたもの以外のものを原料としたものに</p>

[削る。]	[削る。]				<p>あつては、1の(3)に掲げる事項については、省略することができる。</p> <p>3 輸入品にあつては、1に規定するもののほか、原産国名を一括して表示すること。</p>
[削る。]	[削る。]		表示の方法		<p>前条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名</p> <p>ア 「ぬか漬」と記載すること。ただし、薄切り又は細刻若しくは小切りしたものにあつては、「ぬか漬」の文字の次に括弧を付して、「薄切り」又は「刻み」と記載すること。</p> <p>イ 1種類の原材料を漬け込んだものにあつては、アの規定にかかわらず、その最も一般的な名称を冠して「きゅうりぬか漬」、「なすぬか漬」、「きゅうりぬか漬（薄切り）」、「きゅうりぬか漬（刻み）」等と記載することができる。</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(ア) 漬け込んだ原材料は、「きゅうり」、「なす」等とその最も一般的な名称をもって、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、漬け込んだ原材料が5種類（内容重量が300g以下のものにあつては、4種類）以上のものにあつては、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類（内容重量が300g以下のものにあつては、3種類）以上を記載し、その他の原材料を「その他」と記載することができる。</p> <p>(イ) 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</p> <p>a 糖類以外の原材料にあつては、「米ぬか」、「食塩」、「とうがらし」、「こんぶ」、「かつお削りぶし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、米ぬかその他のぬか類にあつては「ぬか類」と、とうがらしその他香辛料にあつては「香辛料」と記載することができる。</p> <p>b 前条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のbと同じ。</p> <p>c 前条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のcと同じ。</p> <p>イ 前条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。</p>
[削る。]	[削る。]	表示禁止事項			前条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

[削る。]
(ふくじん漬けの規格)

第5条 ふくじん漬けの規格は、次のとおりとする。

2 使用する原材料については、前条第2項の規定を準用する。
(ふくじん漬の規格)
第5条 ふくじん漬の規格は、次のとおりとする。

区分		基準
香 味	第3条の規格の香味と同じ。	
歯切れ及び肉質	第3条の規格の歯切れ及び肉質と同じ。	
色 沢	第3条の規格の色沢と同じ。	
調 製	[略]	
糖用屈折計示度	[略]	
全 窒 素 分	[略]	
原材料の種類及びその配合割合	<p>1 内容量が100gを超える場合にあっては、ふくじんの原料のうち7種類以上の原材料を主原料とし漬けたものであり、かつ、固形物に占めるだいこんの割合が、重量で80%未満であること。</p> <p>2 内容量が100g以下の場合にあっては、ふくじんの原料のうち5種類以上の原材料を主原料とし漬けたものであり、かつ、だいこんの割合が85%未満であること。</p>	
固形物の割合	[略]	
原 材 料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
		<p>1 農産物</p> <p>2 しょうゆ及びアミノ酸液</p> <p>3 調味料</p> <p>4 香辛料</p>
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	
		<p>1 甘味料 アセスルファムカリウム、α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、スクラロース及びステビア抽出物のうち3種以下</p> <p>2 着色料 アカチャベツ色素、アカダイイコン色素、ウコン色素、カラメルI、カラメルIII、カラメルIV、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、トウガラシ色素、ビートレッド、ベニコウジ色素、ベニバナ黄色素及びムラサキイモ色素のうち4種以下 〔削る。〕</p> <p>3 糊料 キサンタンガム及びグーガム</p> <p>4 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムのうち1種</p> <p>5 pH調整剤 アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、フィチン酸、フマル酸、DL-リーンゴ酸及びDL-リーンゴ酸ナトリウムのうち1種</p> <p>6 酸味料</p>

区分		基準
品 質	香 味	第3条第1項の規格の香味と同じ。
	歯切れ及び肉質	第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
	色 沢	第3条第1項の規格の色沢と同じ。
	調 製	細刻、水洗、圧搾等が良好であること。
	糖用屈折計示度	30度以上であること。
	全 窒 素 分	0.3%以上であること。
	原材料の種類及びその配合割合	<p>1 内容量が300gを超える場合にあっては、ふくじんの原料のうち7種類以上の原材料を主原料とし漬け込んだものであり、かつ、固形物に占めるだいこんの割合が、重量で80%未満であること。</p> <p>2 内容量が300g以下の場合にあっては、ふくじんの原料のうち5種類以上の原材料を主原料とし漬け込んだものであり、かつ、だいこんの割合が85%未満であること。</p>
	固形物の割合	内容量に対する固形物の割合が、75%（内容量が300g以下のものにあっては、70%）以上であること。
原 材 料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
		<p>1 農産物</p> <p>2 しょうゆ、アミノ酸液</p> <p>3 調味料</p> <p>4 香辛料</p>
食品添加物	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
		<p>1 着色料 シソ色素、赤キャベツ色素、カラメル、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、紅コウジ色素、ウコン色素、ビートレッド、食用赤色102号、食用赤色106号、食用赤色3号、食用黄色4号、食用黄色5号</p> <p>2 保存料 ソルビン酸カリウム</p> <p>3 糊料 グーガム、キサンタンガム、タマリンドシードガム、カラギナン</p> <p>4 酸化防止剤 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム</p> <p>5 酸味料</p>

アゼビン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、冰酢酸、フィチン酸、フル酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち6種以下

7 調味料

L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニン、L-アルギニン、5'-イノシン酸二ナトリウム、塩化カリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸、コハク酸一ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸ナトリウム、DL-トレオニン、乳酸カルシウム、乳酸ナトリウム、L-バリン、フル酸一ナトリウム、DL-メチオニン、L-リシン塩酸塩、DL-リンゴ酸ナトリウム、リン酸水素二カリウム、リン酸二水素カリウム及びL-ロイシンのうち13種以下

8 [略]

9 製造用剤

D-ソルビトール及び炭酸カリウム

10 日持向上剤

カラシ抽出物、キトサン、チアミンラウリル硫酸塩、トウガラシ水性抽出物及びホップ抽出物のうち3種以下

[削る。]

異物 第3条の規格の異物と同じ。

内容量 [略]

「削る。」

[削る。]

[削る。]

6 調味料

7 香料

8 D-ソルビトール

9 強化剤

栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの

異物 第3条第1項の規格の異物と同じ。

内容量 表示重量に適合していること。

表
示

一括表示事項

- 1 次の事項を一括して表示してあること。
 - (1) 品名
 - (2) 原材料名
 - (3) 内容量
 - (4) 賞味期限(品質保持期限)
 - (5) 保存方法
 - (6) 製造業者又は販売業者(輸入品にあっては、輸入業者)の氏名又は名称及び住所
- 2 輸入品にあっては、1に規定するもののほか、原産国名を一括して表示すること。

表示の方法

第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。

- (1) 品名
「ふくじん漬」と記載すること。
- (2) 原材料名
使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(7)及び(1)の順に次に定めるところにより記載すること。

(7) 潬け込んだ原材料は、「だいこん」、「なす」、「うり」、「きゅうり」、「しょうが」、「なたまめ」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類（内容重量が300g以下のものにあっては、3種類）以上を記載し、その他の原材料を「その他」と記載することができる。

(1) 潰け込みに使用した原材料は、「潰け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

a 糖類以外の原材料にあっては、「しょうゆ」、「アミノ酸液」、「食塩」、「とうがらし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、とうがらしその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(1)のbと同じ。

c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(1)のcと同じ。

イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

表示禁止事項 第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(ふくじん漬以外の農産物しょうゆ漬け類の規格)

第6条 ふくじん漬以外の農産物しょうゆ漬け類の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
香味	第3条の規格の香味と同じ。
歯切れ及び肉質	第3条の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
色沢	第3条の規格の色沢と同じ。
調製	〔略〕
全窒素分	〔略〕
固形物の割合（薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの又はしその実を主原料としたものに限る。）	〔略〕
原食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 農産物 2 水産物

区分	基準
品香味	第3条第1項の規格の香味と同じ。
品質	歯切れ及び肉質 第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
色沢	第3条第1項の規格の色沢と同じ。
調製	形状の不良なもの、損傷のもの等の除去及び薄切り又は細刻若しくは小切りしたものにあっては細刻、水洗、圧搾等が良好であること。
全窒素分	薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの（菜類を主原料としたものを除く。）又はしその実を主原料としたものにあっては、0.3%以上、その他のものにあっては0.2%以上であること。
固形物の割合（薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの又はしその実を主原料としたものに限る。）	内容重量に対する固形物の割合（山菜及び菜類を主原料としたものを除く。）が、75%（内容重量が300g以下のものにあっては、70%）以上であること。
原食品添加物以外の原材料	前条第1項の規格の食品添加物以外の原材料と同じ。

料	<p>3 <u>しょうゆ及びアミノ酸液</u></p> <p>4 調味料</p> <p>5 香辛料</p> <p>食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1 甘味料 <u>アセスルファムカリウム、カンゾウ抽出物、α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、スクラロース及びステビア抽出物のうち3種以下</u></p> <p>2 着色料 <u>アカキヤベツ色素、ウコン色素、カラメルI、カラメルIII、カラメルIV、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、トウガラシ色素、ピートレッド、食用赤色102号、食用赤色106号、食用赤色3号、食用黄色4号、食用黄色5号、食用青色1号、カラメル</u></p> <p>3 保存料 <u>ソルビン酸カリウム</u></p> <p>4 糊料 <u>グーガム、キサンタンガム、タマリンドシードガム、カラギナン、キトサン</u></p> <p>5 酸化防止剤 <u>L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム</u></p> <p>6 酸味料</p> <p>7 調味料</p> <p>8 香料</p> <p>9 D-ソルビトール、硫酸アルミニウムカリウム</p>
料	

		カラシ抽出物、キトサン、チアミンラウリル硫酸塩、トウガラシ水性抽出物、ホップ抽出物及びユッカフォーム抽出物のうち3種以下 [削る。]		
異物	第3条の規格の異物と同じ。		異物	第3条第1項の規格の異物と同じ。
内容量	[略]		内容量	薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの（山菜及び菜類を主原料としたものを除く。）又はしその実を主原料としたものにあっては内容重量が表示重量に、その他のものにあっては調味液を除いた重量が表示重量に適合していること。
「削る。」	[削る。] [削る。]		表一括表示事項 表示の方法	<p>第4条第1項の規格の一括表示事項と同じ。</p> <p>第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名</p> <p>ア 「しょうゆ漬」と記載すること。ただし、薄切り又は細刻若しくは小切りしたものにあっては、「しょうゆ漬」の文字の次に括弧を付して、「薄切り」又は「刻み」と記載すること。</p> <p>イ 1種類の原材料を漬け込んだものにあっては、アの規定にかかわらず、その最も一般的な名称を冠して「きゅうりしょうゆ漬」、「だいこんしょうゆ漬け（薄切り）」、「きゅうりしょうゆ漬（刻み）」等と記載することができる。</p> <p>(2) 原材料名</p> <p>使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(1)及び(1)の順に次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(1) 漬け込んだ原材料は、「きゅうり」、「だいこん」、「のざわな」、「たかな」等とその最も一般的な名称をもって、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、漬け込んだ原材料が5種類（内容重量が300g以下のものにあっては、4種類）以上のものにあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類（内容重量が300g以下のものにあっては、3種類）以上を記載し、その他の原材料を「その他」と記載することができる。</p> <p>(1) 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</p> <p>a 糖類以外の原材料にあっては、「しょうゆ」、「アミノ酸液」、「とうがらし」、「こんぶ」、「かつお削りぶし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、とうがらしの他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。</p> <p>b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(1)のbと同じ。</p>

[削る。]	[削る。]
-------	-------

[削る。]

(なら漬けの規格)

第7条 なら漬けの規格は、次のとおりとする。

区分	基準
香 味	第3条の規格の香味と同じ。
歯切れ及び肉質	第3条の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
色 沢	第3条の規格の色沢と同じ。
調 製	[略]
仕上げかすの状態(仕上げかすを封入したものに限る。)	[略]
糖用屈折計示度	[略]
アルコール分	[略]
塩 分	5.0%以下であること。
原 材 料	食品添加物以外の原材料 [略]
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 [削る。] [削る。] 1 調味料 <u>L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニン、L-アルギニン、塩化カリウム、グリシン、L-グルタミン酸ナトリウム、DL-トreonine、L-バリン、DL-メチオニン、L-リシン塩酸塩及びL-ロイシンのうち5種以下</u> 2 製造用剤 <u>D-ソルビトール</u> 3 日持向上剤 <u>カラシ抽出物、キトサン、チアミンラウリル硫酸塩、トウガラシ水性抽出物及びホップ抽出物のうち3種以下</u> [削る。]
異 物	第3条の規格の異物と同じ。

c	第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のcと同じ。
イ	第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(なら漬の規格)

第7条 なら漬の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品 質	香 味 第3条第1項の規格の香味と同じ。 歯切れ及び肉質 第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。 色 沢 第3条第1項の規格の色沢と同じ。 調 製 うりわた、ひげ根等の除去及び切断したものにあっては切り方が良好であること。 仕上げかすの状態(仕上げかすを封入したものに限る。) 香味、色沢等が良好であり、かつ、きょう雜物の混入のない仕上げかすを使用していること。
	糖用屈折計示度 3.5度以上であること。
	アルコール分 3.5%以上であること。
	塩 分 5%以下であること。
原 材 料	食品添加物以外の原材料 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 農産物 2 酒かす 3 調味料
食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 保存料 <u>ソルビン酸カリウム</u> 2 酸化防止剤 <u>L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム</u> 3 調味料
	4 D-ソルビトール
	5 強化剤 <u>栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</u>
異 物	第3条第1項の規格の異物と同じ。

178

内 容 量	[略]
「削る。」	[削る。]
	[削る。]
	[削る。]
[削る。]	[削る。]

[削る。]

[削る。]

内 容 量	酒かす等を除いた重量が表示重量に適合していること。
表 示	二括表示事項 第5条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
	表示の方法 第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「なら漬」と記載すること。ただし、薄切りしたものにあっては、「なら漬」の文字の後に括弧を付して、「薄切り」と記載すること。 (2) 原材料名 使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。 ベ 漬け込んだ原材料は、「うり」、「だいこん」、「なす」、「きゅうり」、「すいか」等とその最も一般的な名称をもって、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、漬け込んだ原材料が5種類（内容重量が300g以下のものにあっては、4種類）以上のものにあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類（内容重量が300g以下のものにあっては、3種類）以上を記載し、その他の原材料を「その他」と記載することができる。 (4) 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の後に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 a 糖類以外の原材料にあっては、「酒かす」、「みりんかす」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。 b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のbと同じ。 c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のcと同じ。 イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(刻みなら漬の規格)

第8条 刻みなら漬の規格は、次のとおりとする。

区分	基 準
品 质	香 味 第3条第1項の規格の香味と同じ。
	歯切れ及び肉質 第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
	色 泽 第3条第1項の規格の色澤と同じ。
	調 製 細刻が良好であること。
	酒かす等の状態 香味、色澤等が良好であり、かつ、きょう雜物の混入のない酒かす等を使用していること。
	糖用屈折計示度 35度以上であること。
	アルコール分 2.5%以上であること。

/ 679

		塩 分	5 %以下であること。
		農産物の割合	内容重量に対する農産物の割合が、50%以上であること。
原 材 料	食品添加物 以外の原材料		前条第1項の規格の食品添加物以外の原材料と同じ。
料	食品添加物		次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
		1 保存料	<u>ソルビン酸カリウム</u>
		2 糊料	<u>グーガム、キサンタンガム、タマリンドシードガム、カラギナン</u>
		3 酸化防止剤	<u>L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム</u>
		4 調味料	
		5 D-ソルビトール	
		6 強化剤	<u>栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</u>
	異 物		第3条第1項の規格の異物と同じ。
	内 容 量		第5条第1項の規格の内容量と同じ。
表 示	一括表示事項		第5条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
	表 示 の 方 法		第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。
		(1) 品名	<u>「刻みなら漬」と記載すること。</u>
		(2) 原材料名	<u>使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。</u>
		ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。	
		(ア) 漬け込んだ原材料は、「うり」、「だいこん」、「なす」、「きゅうり」、「すいか」等とその最も一般的な名称をもって、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、漬け込んだ原材料が5種類(内容重量が300g以下のものにあっては、4種類)以上のものにあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類(内容重量が300g以下のものにあっては、3種類)以上を記載し、その他の原材料を「その他」と記載することができる。	
		(イ) 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。	
		a 糖類以外の原材料にあっては、「酒かす」、「みりんかす」等と	

[削る。]

(わさび漬けの規格)

第8条 わさび漬けの規格は、次のとおりとする。

区分		基準
「削る。」	香味	第3条の規格の香味と同じ。
	歯切れ及び肉質	第3条の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
	色沢	第3条の規格の色沢と同じ。
	調製	【略】
	酒かす等の状態	香味、色沢等が良好であり、かつ、きょう雜物の混入のない酒かす等を使用していること。
	アルコール分	【略】
	わさびの割合	【略】
原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 わさび 2 酒かす、からし粉、からし油及び粉わさび 3 調味料
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 【削る。】 【削る。】 【削る。】 1 pH調整剤 <u>乳酸及び乳酸ナトリウム</u> 2 酸味料 <u>乳酸及び乳酸ナトリウム</u> 3 調味料 <u>L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニン、L-アルギニン、5'-イノシン酸二ナトリウム、塩化カリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸、コハク酸一ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸ナトリウム、DL-トレオニン、乳酸カルシウム、乳</u>

その最も一般的な名称をもって記載すること。

b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のbと同じ。

c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のcと同じ。

イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

表示禁止事項 第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(わさび漬の規格)

第9条 わさび漬の規格は、次のとおりとする。

区分		基準
品質	香味	第3条第1項の規格の香味と同じ。
	歯切れ及び肉質	第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
	色沢	第3条第1項の規格の色沢と同じ。
	調製	葉、ひげ根の除去及び細刻が良好であること。
	酒かす等の状態	前条第1項の規格の酒かす等の状態と同じ。
	アルコール分	2. 5%以上であること。
	わさびの割合	内容重量に対するわさびの割合が、35% (根茎のみを用いたものにあっては、20%) 以上であること。ただし、葉柄を用いたものにあっては、内容重量に対する根茎の割合が、5%以上であること。
原料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 わさび 2 酒かす、からし粉、からし油、粉わさび 3 調味料
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 保存料 <u>ソルビン酸カリウム</u> 2 糊料 <u>ガーガム、キサンタンガム、タマリンドシードガム、カラギナン</u> 3 酸化防止剤 <u>L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム</u>
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 4 酸味料 5 調味料

		酸ナトリウム、L-バリン、フマル酸ナトリウム、DL-メチオニン、L-リシン塩酸塩、DL-リノゴ酸ナトリウム、リン酸水素二カリウム、リン酸二水素カリウム及びL-ロイシンのうち3種以下			
	4 [略]			6 香料	
	5 製造用剤	D-ソルビトール及び炭酸カリウム		7 D-ソルビトール	
	6 目持向上剤	カラシ抽出物、キトサン、チアミンラウリル硫酸塩、トウガラシ水性抽出物及びホップ抽出物のうち3種以下		8 強化剤	栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの
	[削る。]				
異物	第3条の規格の異物と同じ。		異物	第3条第1項の規格の異物と同じ。	
内容量	第5条の規格の内容量と同じ。		内容量	第5条第1項の規格の内容量と同じ。	
「削る。」	【削る。】	【削る。】	表示	一括表示事項	第5条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
	【削る。】	【削る。】		表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 <u>「わさび漬」と記載すること。</u> (2) 原材料名 <u>使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。</u> <u>ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。</u> <u>(ア) 漬け込んだ原材料は、「わさび」と記載すること。</u> <u>(イ) 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</u> <u>a 糖類以外の原材料にあっては、「酒かす」、「みりんかす」、「からし粉」、「からし油」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。</u> <u>b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(ア)のbと同じ。</u> <u>c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(ア)のcと同じ。</u> <u>イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。</u>
	【削る。】	【削る。】		表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

【削る。】

【削る。】

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(山海漬の規格)

第10条 山海漬の規格は次のとおりとする。

区分	基	準
品香	味	第3条第1項の規格の香味と同じ。

質	歯切れ及び肉質	第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
	色 沢	第3条第1項の規格の色澤と同じ。
	調 製	第8条第1項の規格の調製と同じ。
	酒かす等の状態	第8条第1項の規格の酒かす等の状態と同じ。
	アルコール分	2. 5%以上であること。
	農産物、魚介類 及び海藻類の割 合	内容重量に対する農産物、魚介類及び海藻類の割合が、50%以上であり、かつ、内容重量に対するかずのこ、くらげ等の魚介類及び海藻類の割合が、10%以上であること。
	原 本 外 い 外 の 原 材 料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 農産物 2 魚介類、海藻類 3 酒かす、からし粉、からし油、粉わさび 4 調味料 5 香辛料
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
	1 甘味料 カンゾウ抽出物、酵素処理カンゾウ、酵素分解カンゾウ、ステビア抽出物、 酵素処理ステビア	
	2 保存料 ソルビン酸カリウム	
	3 糊料 グーガム、キサンタンガム、タマリンドシードガム、カラギナン	
	4 酸化防止剤 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム	
	5 酸味料	
	6 調味料	
	7 香料	
	8 D-ソルビトール	
	9 強化剤 栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの	
	異 物	第3条第1項の規格の異物と同じ。
	内 容 量	第5条第1項の規格の内容量と同じ。
表 示	一括表示事項	第5条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
	表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「山海漬」と記載すること。 (2) 原材料名 使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載

すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。

(ア) 潬け込んだ原材料は、「だいこん」、「きゅうり」、「かずのこ」、「あわび」、「くらげ」等とその最も一般的な名称をもって、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、漬け込んだ原材料が5種類（内容重量が300g以下のものにあっては、4種類）以上のものにあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類（内容重量が300g以下のものにあっては、3種類）以上を記載し、その他の原材料を「その他」と記載することができる。

(イ) 潬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

a 糖類以外の原材料にあっては、「酒かす」、「みりんかす」、「からし粉」、「からし油」、「とうがらし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、とうがらしの他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のbと同じ。

c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のcと同じ。

イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

表示禁止事項 第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(なら漬、刻みなら漬、わさび漬及び山海漬以外の農産物かす漬類の規格)

第11条 なら漬、刻みなら漬、わさび漬及び山海漬以外の農産物かす漬類の規格は、次のとおりとする。

区分		基準
品質	香味	第3条第1項の規格の香味と同じ。
	歯切れ及び肉質	第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
	色沢	第3条第1項の規格の色沢と同じ。
	調製	第4条第1項の規格の調製と同じ。
	酒かす等の状態	第8条第1項の規格の酒かす等の状態と同じ。
	アルコール分	2.5%以上であること。
	農産物の割合（細刻若しくは小切りしたもの又はにんにくのりん片を主原料としたものに限る）	内容重量に対する農産物の割合が、50%以上であること。
原	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 農産物

[削る。]

[削る。]

材 料	2 酒かす
	3 調味料
	4 香辛料
食品添加物	前条第1項の規格の食品添加物と同じ。
異 物	第3条第1項の規格の異物と同じ。
内 容 量	細刻若しくは小切りしたもの又はにんにくのりん片を主原料としたものにあっては内容重量が表示重量に、その他のものにあっては酒かす等を除いた重量が表示重量に適合していること。
表 示	一括表示事項 第4条第1項の規格の一括表示事項と同じ。 表示の方法 第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 品名 <ul style="list-style-type: none"> ア 「かす漬」と記載すること。ただし、細刻又は小切りしたものにあっては、「かす漬」の文字の次に括弧を付して、「刻み」と記載すること。 イ 1種類の原材料を漬け込んだものにあっては、アの規定にかかるらず、その最も一般的な名称を冠して「うりかす漬」、「だいこんかす漬」、「だいこんかす漬(刻み)」等と記載することができる。 (2) 原材料名 <ul style="list-style-type: none"> ア 使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。 イ 食品添加物以外の原材料は、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。 ウ 漬け込んだ原材料は、「うり」、「だいこん」、「なす」、「にんにく」等とその最も一般的な名称をもって、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、漬け込んだ原材料が5種類(内容重量が300g以下のものにあっては、4種類)以上のものにあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類(内容重量が300g以下のものにあっては、3種類)以上を記載し、その他の原材料を「その他」と記載することができる。 エ 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> a 糖類以外の原材料にあっては、「酒かす」、「みりんかす」、「とうがらし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、とうがらしの他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。 b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のbと同じ。 c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のcと同じ。 オ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

[削る。]

(らっきょう酢漬けの規格)

第9条 らっきょう酢漬けの規格は、次のとおりとする。

区分	基準
香 味	第3条の規格の香味と同じ。
歯切れ及び肉質	第3条の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
色 沢	第3条の規格の色沢と同じ。
調 製	[略]
調味液の状態（ 調味液を封入し たものに限る。 ）	[略]
水素イオン濃度	[略]
糖用屈折計示度 (らっきょう甘 酢漬と表示する 場合に限る。)	[略]
らっきょうの配 合割合	[略]
原 材 料	<p>食品添加物以外の原材料</p> <p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 らっきょう 2 酿造酢及び梅酢 3 調味料 4 香辛料 <p>食品添加物</p> <p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 甘味料 <u>アセスルファムカリウム</u>、<u>カンゾウ抽出物</u>、<u>α-グルコシルトランスクエラーゼ処理ステビア</u>、<u>スクラロース</u>及び<u>ステビア抽出物</u>のうち3種以下 2 着色料 <u>アカキヤベツ色素</u>、<u>アカダイコン色素</u>、<u>ビートレッド</u>及び<u>ムラサキイモ色素</u>のうち3種以下 3 酸化防止剤 <u>L-アスコルビン酸</u>及び<u>L-アスコルビン酸ナトリウム</u>のうち1種 4 pH調整剤 <u>アジピン酸</u>、<u>クエン酸</u>、<u>クエン酸三ナトリウム</u>、<u>グルコン酸</u>、<u>コハク酸</u>、<u>ニハク酸二ナトリウム</u>、<u>酢酸ナトリウム</u>、<u>乳酸</u>、<u>乳酸ナトリウム</u>、<u>フィチン酸</u>、<u>D L-リンゴ酸</u>及び<u>D L-リンゴ酸ナトリウム</u>のうち1種 5 酸味料

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(らっきょう酢漬の規格)

第12条 らっきょう酢漬の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品 質	<p>香 味</p> <p>第3条第1項の規格の香味と同じ。</p> <p>歯切れ及び肉質</p> <p>第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。</p> <p>色 沢</p> <p>第3条第1項の規格の色沢と同じ。</p> <p>調 製</p> <p>表皮、根、葉しょう等の除去及び粒ぞろいが良好であること。</p> <p>調味液の状態（ 調味液を封入し たものに限る。 ）</p> <p>香昧が良好であり、かつ、混濁及びきょう雜物のない調味液を使用していること。</p> <p>水素イオン濃度</p> <p>pH 3.8以下であること。</p> <p>糖用屈折計示度 (らっきょう甘 酢漬と表示する 場合に限る。)</p> <p>20度以上であること。</p> <p>らっきょうの配 合割合</p> <p>固形物に占めるらっきょうの割合が、重量で90%を超えること。</p>
原 材 料	<p>食品添加物以外の原材料</p> <p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 らっきょう 2 食酢、梅酢 3 調味料 4 香辛料 <p>食品添加物</p> <p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 甘味料 <u>カンゾウ抽出物</u>、<u>酵素処理カンゾウ</u>、<u>酵素分解カンゾウ</u>、<u>ステビア抽出物</u>、<u>酵素処理ステビア</u> 2 着色料 <u>シソ色素</u>、<u>赤キヤベツ色素</u>、<u>ビートレッド</u>、<u>ブドウ果皮色素</u>、<u>カラメル</u> 3 保存料 <u>ソルビン酸カリウム</u> 4 酸化防止剤 <u>L-アスコルビン酸</u>、<u>L-アスコルビン酸ナトリウム</u> 5 酸味料

アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、グルコン酸、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、冰酢酸、フィチン酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち5種以下

6 調味料

L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニン、L-アルギニン、5'-イノシン酸二ナトリウム、塩化カリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸、コハク酸一ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸ナトリウム、DL-トレオニン、乳酸カルシウム、乳酸ナトリウム、L-バリン、フマル酸一ナトリウム、DL-メチオニン、L-リシン塩酸塩、DL-リンゴ酸ナトリウム、リン酸水素二カリウム、リン酸二水素カリウム及びL-ロイシンのうち13種以下

7 製造用剤

D-ソルビトール、炭酸カリウム及び硫酸アルミニウムカリウム

8 日持向上剤

カラシ抽出物、キトサン、チアミンラウリル硫酸塩、トウガラシ水性抽出物及びホップ抽出物のうち3種以下

[削る。]

異物 第3条の規格の異物と同じ。

内容量 [略]

「削る。」 [削る。]

「削る。」 [削る。]

6 調味料

7 D-ソルビトール、硫酸アルミニウムカリウム

8 強化剤

栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの

異物	第3条第1項の規格の異物と同じ。
内容量	調味液を除いた重量が表示重量に適合していること。
表示事項	第5条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
表示方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 「らっきょう酢漬」又は「らっきょう甘酢漬」と記載すること。 (2) 原材料名 使用した原材料を、それぞれア及びイの順に定めるところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。 (ア) 漬け込んだ原材料は、「らっきょう」と記載すること。 (イ) 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 a 糖類以外の原材料にあっては、「醸造酢」、「しそ」、「レモン」、「とうがらし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。 ただし、とうがらしの他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

[削る。] [削る。]

[削る。]

(しょうが酢漬けの規格)

第10条 ショウガ酢漬けの規格は、次のとおりとする。

区分		基準
香	味	第3条の規格の香味と同じ。
歯	切れ及び肉質	第3条の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
色	澤	第3条の規格の色澤と同じ。
調	製	[略]
調味液の状態		前条の規格の調味液の状態と同じ。
水素イオン濃度		[略]
糖用屈折計示度 (しょうが甘酢漬と表示する場合に限る。)		[略]
しょうがの配合割合		[略]
原	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 ショウガ 2 醸造酢及び梅酢 3 調味料
料	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 甘味料 アセスルファムカリウム、カンゾウ抽出物、 α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、スクラロース及びステビア抽出物のうち3種以下 2 着色料 アカキヤベツ色素、アカダイコン色素、ビートレッド、ブドウ果皮色素、ベニコウジ色素、ベニバナ黄色素及びムラサキイモ色素のうち3種以下 [削る。] 3 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムのうち1種 4 pH調整剤 アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、グルコン酸、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、乳酸、フィチン酸、DL-リノゴ酸及びDL-リノゴ酸ナトリウムのうち1種

- b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のbと同じ。
- c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のcと同じ。
- イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

表示禁止事項 第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(しょうが酢漬の規格)

第13条 ショウガ酢漬の規格は、次のとおりとする。

区分		基準
品	香	味 第3条第1項の規格の香味と同じ。
質	歯	切れ及び肉質 第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
	色	澤 第3条第1項の規格の色澤と同じ。
	調	製 根、葉しょう等の除去が良好であること。
	調味液の状態	前条第1項の規格の調味液の状態と同じ。
	水素イオン濃度	pH 4.0以下であること。ただし、ショウガ甘酢漬と表示する場合にあっては、pH 3.8以下であること。
	糖用屈折計示度 (ショウガ甘酢漬と表示する場合に限る。)	15度以上であること。
	しょうがの配合割合	固形物に占めるショウガの割合が、重量で90%を超えること。
原	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 ショウガ 2 食酢、梅酢 3 調味料
料	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 甘味料 カンゾウ抽出物、酵素処理カンゾウ、酵素分解カンゾウ、ステビア抽出物、酵素処理ステビア 2 着色料 シソ色素、赤キヤベツ色素、ビートレッド、ブドウ果皮色素、食用赤色10号、食用赤色106号、食用赤色3号、食用黄色4号、食用黄色5号 3 保存料 ソルビン酸カリウム 4 酸化防止剤 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム

	<p><u>5 酸味料</u> アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、グルコン酸、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、乳酸、冰酢酸、フィchin酸、DL-リシンゴ酸及びDL-リリンゴ酸ナトリウムのうち5種以下</p> <p><u>6 調味料</u> L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニン、L-アルギニン、5'-イノシン酸二ナトリウム、塩化カリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸、コハク酸一ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸ナトリウム、DL-トレオニン、乳酸カルシウム、乳酸ナトリウム、L-バリン、フマル酸一ナトリウム、DL-メチオニン、L-リシン塩酸塩、DL-リリンゴ酸ナトリウム、リン酸水素二カリウム、リン酸二水素カリウム及びL-ロイシンのうち13種以下</p> <p><u>7 香料</u></p> <p><u>8 製造用剤</u> D-ソルビトール及び炭酸カリウム</p> <p><u>9 日持向上剤</u> カラシ抽出物、キトサン、チアミンラウリル硫酸塩、トウガラシ水性抽出物、ホップ抽出物及びニッカフォーム抽出物のうち3種以下</p> <p>[削る。]</p>		<p><u>5 酸味料</u></p> <p><u>6 調味料</u></p> <p><u>7 D-ソルビトール</u></p> <p><u>8 強化剤</u> 栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</p>
異物	第3条の規格の異物と同じ。	異物	第3条第1項の規格の異物と同じ。
内容量	前条の規格の内容量と同じ。	内容量	前条第1項の規格の内容量と同じ。
表 示	<p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	表 示	<p>一括表示事項 第4条第1項の規格の一括表示事項と同じ。</p> <p>表示の方法 第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 品名 「しょうが酢漬」又は「しょうが甘酢漬」と記載すること。ただし、薄切り又は細刻したものにあっては、「しょうが酢漬」又は「しょうが甘酢漬」の文字の次に括弧を付して、「薄切り」又は「刻み」と記載すること。</p> <p>(2) 原材料名 使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(ア) 潰け込んだ原材料は、「しょうが」と記載すること。</p> <p>(イ) 潰け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</p>

[削る。]	[削る。]

[削る。]

(らっきょう酢漬け及びしおが酢漬け以外の農産物酢漬け類の規格)

第11条 らっきょう酢漬け及びしおが酢漬け以外の農産物酢漬け類の規格は、次のとおりとする。

区分		基準
香 味		第3条の規格の香味と同じ。
歯 切 れ 及 び 肉 質		第3条の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
色 澤		第3条の規格の色澤と同じ。
調 製		第6条の規格の調製と同じ。
調味液の状態		第9条の規格の調味液の状態と同じ。
水素イオン濃度		[略]
固形物の割合(薄切り又は細刻若しくは小切りしたものに限る)		[略]
原 材 料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 農産物 2 水産物 3 醋造酢及び梅酢 4 調味料 5 香辛料
	食品添加物	前条の規格の食品添加物と同じ。
異 物		第3条の規格の異物と同じ。
内 容 量		[略]
削 る 。	[削る。]	[削る。]
	[削る。]	[削る。]

- a 糖類以外の原材料にあっては、「醸造酢」、「梅酢」、「しそ」、「しその実」、「ごま」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。
- b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のbと同じ。
- c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のcと同じ。
- イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

表示禁止事項 第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(らっきょう酢漬け及びしおが酢漬以外の農産物酢漬類の規格)

第14条 らっきょう酢漬け及びしおが酢漬以外の農産物酢漬類の規格は、次のとおりとする。

区分		基準
品 質	香 味	第3条第1項の規格の香味と同じ。
	歯切れ及び肉質	第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
	色 澤	第3条第1項の規格の色澤と同じ。
	調 製	第6条第1項の規格の調製と同じ。
	調味液の状態	第12条第1項の規格の調味液の状態と同じ。
	水素イオン濃度	pH 4.0以下であること。
	固形物の割合(薄切り又は細刻若しくは小切りしたものに限る)	内容重量に対する固形物の割合が、75% (内容重量が300g以下のものにあっては、70%) 以上であること。
原 材 料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 農産物 2 食酢、梅酢 3 調味料 4 香辛料
	食品添加物	前条第1項の規格の食品添加物と同じ。
異 物		第3条第1項の規格の異物と同じ。
内 容 量		薄切り又は細刻若しくは小切りしたものにあっては内容重量が表示重量に、その他のものにあっては調味液を除いた重量が表示重量に適合していること。
表 示	一括表示事項	第4条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
	表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 ア 「酢漬」と記載すること。ただし、薄切り又は細刻若しくは小切りしたものにあっては、「酢漬」の文字の後に括弧を付して、「薄切り」又は「刻み」と記載すること。 イ 1種類の原材料を漬け込んだものにあっては、アの規定にかかわらず、

その最も一般的な名称を冠して「きゅうり酢漬」、「かぶ酢漬（薄切り）」、「きゅうり酢漬（刻み）」等と記載することができる。

(2) 原材料名

使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原
により記載すること。

(ア) 潰け込んだ原材料は、「きゅうり」、「だいこん」等とその最も一般

的な名称をもって、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、漬け込んだ原材料が5種類（内容重量が300g以下のものにあっては、4種類）以上のものにあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類（内容重量が300g以下のものにあっては、3種類）以上を記載し、その他の原材料を「その他」と記載することができる。

(4) 潲け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

a 糖類以外の原材料にあっては、「醸造酢」、「梅酢」、「こんぶ」、「とうがらし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、とうがらしそ他の香辛料にあっては「香辛料」と記載することができる。

b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のbと同じ。
c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のcと同じ。

イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

五

「削る」

区分		基準
品	香味	第3条第1項の規格の香味と同じ。
質	肉質	肉質が良好であること。
	色沢	第3条第1項の規格の色沢と同じ。
	調製	病虫害果等の除去及び粒ぞろいが良好であること。
	調味液の状態（ 梅漬であって調味液を封入したものに限る。）	沈殿及び混濁がないこと。
	水素イオン濃度	pH 3.0（甲州最小等の小梅を漬け込んだものにあっては、pH 3.5）以下であること。
原	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

材 料	以外の原材料	1 梅 2 食塩 3 食酢
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 着色料 <u>シソ色素、赤キャベツ色素、クチナシ赤色素、ビートレッド、食用赤色3号、食用赤色102号、食用赤色106号、食用黄色4号、食用黄色5号（ただし、食用赤色3号、食用赤色102号、食用赤色106号、食用黄色4号及び食用黄色5号にあっては、梅漬に赤しそと併用する場合に限る。）</u> 2 酸味料 3 硫酸アルミニウムカリウム、水酸化カルシウム、クエン酸カルシウム（いずれも梅漬に限る。） 4 強化剤 <u>栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</u>
異 物		第3条第1項の規格の異物と同じ。
内 容 量		調味液及びしそ（しその葉で巻いた場合のしその葉を除く。）を除いた重量が表示重量に適合していること。
表 示	一括表示事項 表示の方法	第5条第1項の規格の一括表示事項と同じ。 第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 <u>梅漬にあっては「梅漬」（小梅を使用したものにあっては、「小梅漬」と、梅干しにあっては「梅干」（小梅を使用したものにあっては、「小梅干」）と記載すること。</u> (2) 原材料名 <u>使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。</u> ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。 (ア) 潰け込んだ原材料は、梅にあっては「梅」（小梅にあっては、「小梅」）と、梅を巻いたしその葉にあっては「しそ」と記載すること。 (イ) 潰け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、「食塩」、「醸造酢」等とその最も一般的な名称をもつて製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
	表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

〔削る。〕

（梅漬け及び梅干し並びに調味梅漬け及び調味梅干しの規格）

第12条 梅漬け及び梅干し並びに調味梅漬け及び調味梅干しの規格は、次のとおりとする。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

（調味梅漬及び調味梅干しの規格）

第16条 調味梅漬及び調味梅干しの規格は、次のとおりとする。

192

区分		基準
香 味		第3条の規格の香味と同じ。
肉 質		肉質が良好であること。
色 沢		第3条の規格の色沢と同じ。
調 製		病虫害果等の除去及び粒ぞろいが良好であること。
調味液の状態（ 梅漬け及び調味 梅漬けであって 調味液を封入し たものに限る。 ）	[略]	
水素イオン濃度		梅漬け及び梅干しにあっては pH 3.0 (甲州最小等の小梅を漬けたものにあつては、pH 3.5) 以下であること、それ以外のものにあっては pH 3.8 以下であること。
原 材 料	食品添加物 以外の原材 料	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 梅及びしそ 2 [略] 3 調味料 (梅漬け及び梅干しに使用する場合にあっては、醸造酢に限る。)
食品添加物		<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 甘味料 (調味梅漬け及び調味梅干しに使用する場合に限る。) <u>アセスルファムカリウム、カンゾウ抽出物、α-グルコシルトランスクフェラーゼ処理ステビア、スクロース及びステビア抽出物のうち3種以下</u> 2 着色料 (調味梅漬け及び調味梅干しに使用する場合に限る。) <u>アカキヤベツ色素、クチナシ赤色素、シソ色素、ビートレッド及びムラサキイモ色素のうち3種以下</u> 3 糊料 (調味梅漬け及び調味梅干しに使用する場合に限る。) <u>キサンタンガム、キトサン及びグーガムのうち2種以下</u> 4 pH調整剤 (調味梅漬け及び調味梅干しに使用する場合に限る。) <u>アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、グルコン酸、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、フィチン酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち1種</u> 5 酸味料 (調味梅漬け及び調味梅干しに使用する場合に限る。) <u>アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、グルコン酸、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、冰酢酸、フィチン酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち4種以下</u> 6 調味料 (調味梅漬け及び調味梅干しに使用する場合に限る。) <u>L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニン、L-アルギニン、5'-一</u>

区分		基準
品 質	香 味	第3条第1項の規格の香味と同じ。
	肉 質	前条第1項の規格の肉質と同じ。
	色 沢	第3条第1項の規格の色沢と同じ。
	調 製	前条第1項の規格の調製と同じ。
	調味液の状態（ 調味梅漬であつて調味液を封入したるものに限る。）	沈殿及び混濁がないこと。
	水素イオン濃度	pH 3.8 以下であること。
原 材 料	食品添加物 以外の原材 料	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 梅 2 食塩 3 調味料
食品添加物		<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 甘味料 <u>カンゾウ抽出物、酵素処理カンゾウ、酵素分解カンゾウ、ステビア抽出物、酵素処理ステビア</u> 2 着色料 <u>シソ色素、赤キヤベツ色素、クチナシ赤色素、ビートレッド、食用赤色3号、食用赤色102号、食用赤色106号、食用黄色4号、食用黄色5号（ただし、食用赤色3号、食用赤色102号、食用赤色106号、食用黄色4号及び食用黄色5号にあっては、赤しそと併用する場合に限る。）</u> 3 糊料 <u>グーガム、キサンタンガム、タマリンドシードガム、カラギナン、キトサン</u> 4 酸味料 5 調味料

イノシン酸二ナトリウム、塩化カリウム、5'－グアニル酸二ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸、コハク酸一ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸ナトリウム、DL-トレオニン、乳酸カルシウム、乳酸ナトリウム、L-バリン、フマル酸一ナトリウム、DL-メチオニン、L-リシン塩酸塩、DL-リンゴ酸ナトリウム、リン酸水素二カリウム、リン酸二水素カリウム及びL-ロイシンのうち13種以下

7 香料（調味梅漬け及び調味梅干しに使用する場合に限る。）

8 製造用剤

D-ソルビトール（調味梅漬け及び調味梅干しに限る。）、硫酸アルミニウムカリウム（梅漬け及び調味梅漬けに限る。）、水酸化カルシウム（梅漬け及び調味梅漬けに限る。）、クエン酸カルシウム（梅漬け及び調味梅漬けに限る。）及び炭酸カリウム（調味梅漬け及び調味梅干しに限る。）

9 日持向上剤（調味梅漬け及び調味梅干しに使用する場合に限る。）

カラシ抽出物、キトサン、チアミンラウリル硫酸塩、トウガラシ水性抽出物、ホップ抽出物及びニッカフォーム抽出物のうち3種以下

〔削る。〕

異物 第3条の規格の異物と同じ。

内容量 調味液及びしそ（しその葉で巻いた場合のしその葉を除く。）を除いた重量が表示重量に適合していること。ただし、細刻したしそ、かつお削りぶし等を用いたものにあっては、これを含めた重量が表示重量に適合していること。

〔削る。〕 [削る。]

〔削る。〕 [削る。]

6 香料

7 D-ソルビトール、チアミンラウリル硫酸塩（調味梅干しに限る。）、硫酸アルミニウムカリウム（調味梅漬けに限る。）、水酸化カルシウム（調味梅漬けに限る。）、クエン酸カルシウム（調味梅漬けに限る。）

8 強化剤

栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの

異物 第3条第1項の規格の異物と同じ。

内容量 調味液（調味梅漬けに限る。）及びしそ（しその葉で巻いた場合のしその葉を除く。）を除いた重量が表示重量に適合していること。ただし、細刻したしそ、かつお削りぶし等を用いたものにあっては、これを含めた重量が表示重量に適合していること。

表 一括表示事項 第5条第1項の規格の一括表示事項と同じ。

示 表示の方法 第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。

(1) 品名

調味梅漬にあっては「調味梅漬」（小梅を使用したものにあっては、「調味小梅漬」）と、調味梅干しにあっては「調味梅干」（小梅を使用したものにあっては、「調味小梅干」）と記載すること。

(2) 原材料名

使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。

(ア) 漬け込んだ原材料は、梅にあっては「梅」（小梅にあっては、「小梅」）と、梅を巻いたしその葉にあっては「しそ」と記載すること。

(イ) 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いも

/ 6 /

区分		基準
「香	味	第3条の規格の香味と同じ。
削る。	歯切れ及び肉質	第3条の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
る。	色沢	第3条の規格の色沢と同じ。
調製	調味液の状態(調味液を封入したものに限る。)	[略]
塩分	4. 2%以下であること。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 農産物 2 水産物 3 食塩 4 調味料 5 香辛料
原材料	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 甘味料 アセスルファムカリウム、カンゾウ抽出物、 α -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、スクラロース及びステビア抽出物のうち3種以下 2 着色料 アカキヤベツ色素、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、シソ色素及びトウガラシ色素のうち3種以下 [削る。] 3 糊料 キサンタンガム、キトサン及びグーガムのうち2種以下

〔削る。〕	〔削る。〕	のから順に記載すること。 a 糖類以外の原材料にあっては、「食塩」、「こんぶ」、「かつお削りぶし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。 b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のbと同じ。 c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のcと同じ。 イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。	2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。 (梅漬け及び梅干し並びに調味梅漬け及び調味梅干し以外の農産物塩漬け類の規格) 第13条 梅漬け及び梅干し並びに調味梅漬け及び調味梅干し以外の農産物塩漬け類の規格は、次のとおりとする。

区分		基準	
品	香味	第3条第1項の規格の香味と同じ。	
質	歯切れ及び肉質	第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。	
色沢	第3条第1項の規格の色沢と同じ。	調製	形状の不良なもの、損傷のあるもの等の除去及び細刻、小切り等が良好であること。
調味液の状態(調味液を封入したものに限る。)	調味液の状態(調味液を封入したものに限る。)	香味が良好であり、かつ、きょう雜物の混入のない調味液を使用していること。	
原	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。	
材	以外の原材料	1 農産物 2 食塩 3 調味料 4 香辛料	
料	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 甘味料 カンゾウ抽出物、酵素処理カンゾウ、酵素分解カンゾウ、ステビア抽出物、酵素処理ステビア 2 着色料 シソ色素、赤キヤベツ色素、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、バブリカ色素、食用黄色4号、食用青色1号 3 保存料 ソルビン酸カリウム 4 糊料 グーガム、キサンタンガム、タマリンドシードガム、カラギナン、キトサン	

- 4 酸化防止剤
L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムのうち1種
- 5 pH調整剤
アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、グルコン酸、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、乳酸、フィチン酸、フマル酸、DL-L-リンゴ酸及びDL-L-リンゴ酸ナトリウムのうち1種
- 6 酸味料
アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、グルコン酸、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、乳酸、氷酢酸、フィチン酸、フマル酸、DL-L-リンゴ酸及びDL-L-リンゴ酸ナトリウムのうち4種以下
- 7 調味料
L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニン、L-アルギニン、5'-イノシン酸二ナトリウム、塩化カリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸、コハク酸一ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸ナトリウム、DL-トレオニン、乳酸カルシウム、乳酸ナトリウム、L-バリン、フマル酸一ナトリウム、DL-メチオニン、L-リシン塩酸塩、DL-L-リンゴ酸ナトリウム、リン酸水素二カリウム、リン酸二水素カリウム及びL-ロイシンのうち13種以下
- 8 [略]
- 9 製造用剤
D-ソルビトール、炭酸カリウム及び硫酸アルミニウムカリウム
- 10 日持向上剤
カラシ抽出物、キトサン、チアミンラウリル硫酸塩、トウガラシ水性抽出物、ホップ抽出物及びユッカフォーム抽出物のうち3種以下
- [削る。]

異 物 第3条の規格の異物と同じ。

内 容 量 第9条の規格の内容量と同じ。

[削
る。
。]

[削る。]

[削る。]

- 5 酸化防止剤
L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム

- 6 酸味料

- 7 調味料

- 8 香料

- 9 D-ソルビトール、硫酸アルミニウムカリウム

- 10 強化剤

栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの

異 物 第3条第1項の規格の異物と同じ。

内 容 量 第12条第1項の規格の内容量と同じ。

表 一括表示事項 第4条第1項の規格の一括表示事項と同じ。

示 表 示 の 方 法 第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。

- (1) 品名

ア 「塩漬」と記載すること。ただし、薄切り又は細刻若しくは小切りしたものにあっては、「塩漬」の文字の後に括弧を付して、「薄切り」又は「刻み」と記載すること。

イ 1種類の原材料を漬け込んだものにあっては、アの規定にかかわらず、その最も一般的な名称を冠して「はくさい塩漬」、「なす塩漬」、「なす塩漬（薄切り）」、「なす塩漬（刻み）」等と記載することができる。

961

〔削る。〕 〔削る。〕

〔削る。〕

(農産物みそ漬け類の規格)

第14条 農産物みそ漬け類の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
「削る。」	香味 第3条の規格の香味と同じ。
	歯切れ及び肉質 第3条の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
	色沢 第3条の規格の色沢と同じ。
	調製 [略]
	みそ等の状態(みそ等を封入したものに限る。) [略]
	全窒素分 [略]
農産物の割合(薄切り又は細刻若しくは小切り)	[略]

(2) 原材料名

使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(?)及び(?)の順に次に定めるところにより記載すること。

(?) 漬け込んだ原材料は、「はくさい」、「なす」等とその最も一般的な名称をもって、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、漬け込んだ原材料が5種類(内容重量が300g以下のものにあっては、4種類)以上のものにあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類(内容重量が300g以下のものにあっては、3種類)以上を記載し、他の原材料を「その他」と記載することができる。

(?) 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

a 糖類以外の原材料にあっては、「食塩」、「しそ」、「こんぶ」、「かつお削りぶし」、「とうがらし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、とうがらしの他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(?)のbと同じ。

c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(?)のcと同じ。

イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。

表示禁止事項 第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(農産物みそ漬類の規格)

第18条 農産物みそ漬類の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
品 香味	第3条第1項の規格の香味と同じ。
質 歯切れ及び肉質	第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
色 色沢	第3条第1項の規格の色沢と同じ。
調 製	形状の不良なもの、ひげ根等の除去及び薄切り、小切り(にんにくのりん片を含む。)等が良好であること。
みそ等の状態(みそ等を封入したものに限る。)	香味、色沢等が良好であり、かつ、きょう雜物の混入のないみそ等を使用していること。
全窒素分	0.3%以上であること。
農産物の割合(薄切り又は細刻若しくは小切り)	内容重量に対する農産物の割合が、50%以上であること。

したもの又はに
んにくのりん片
を主原料とした
ものに限る。)

原 材 料	食品添加物以外の原材料	[略]
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
	1 甘味料	<u>アセスルファムカリウム、カンゾウ抽出物、α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、スクラロース及びステビア抽出物</u> のうち3種以下
	2 着色料	<u>アカダイコン色素、カラメルI、カラメルIII、カラメルIV、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、トウガラシ色素、ベニコウジ色素及びムラサキイモ色素</u> のうち3種以下
	3 酸化防止剤	<u>L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウム</u> のうち1種
	4 pH調整剤	<u>アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、グルコン酸、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、フィチン酸、フマル酸、DL-リソ酸及びDL-リソゴ酸ナトリウム</u> のうち1種
	5 酸味料	<u>アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、グルコン酸、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、冰酢酸、フィチン酸、フマル酸、DL-リソ酸及びDL-リソゴ酸ナトリウム</u> のうち4種以下
	6 調味料	<u>L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニン、L-アルギニン、5'-イノシン酸二ナトリウム、塩化カリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸、コハク酸一ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸ナトリウム、DL-トレオニン、乳酸カルシウム、乳酸ナトリウム、L-バリン、フマル酸一ナトリウム、DL-メチオニン、L-リシン塩酸塩、DL-リソゴ酸ナトリウム、リン酸水素二カリウム、リン酸二水素カリウム及びL-ロイシン</u> のうち13種以下
	7 製造用剤	<u>D-ソルビトール及び炭酸カリウム</u>

したもの又はに
んにくのりん片
を主原料とした
ものに限る。)

原 材 料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
	1 農産物	カンゾウ抽出物、酵素処理カンゾウ、酵素分解カンゾウ、ステビア抽出物、酵素処理ステビア
	2 みそ	
	3 調味料	
	4 香辛料	
	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。
	1 甘味料	<u>カンゾウ抽出物、酵素処理カンゾウ、酵素分解カンゾウ、ステビア抽出物、酵素処理ステビア</u>
	2 着色料	<u>クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、食用赤色102号、食用赤色106号、食用赤色3号、食用黄色4号、食用黄色5号、カラメル</u>
	3 保存料	<u>ソルビン酸カリウム</u>
	4 酸化防止剤	<u>L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム</u>
	5 酸味料	
	6 調味料	
	7 D-ソルビトール	

		8 <u>日持向上剤</u> カラシ抽出物、キトサン、チアミンラウリル硫酸塩、トウガラシ水性抽出物 及びホップ抽出物のうち3種以下 [削る。]		8 <u>強化剤</u> 栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの
異物	内 容 量	第3条の規格の異物と同じ。 [略]	異物	第3条第1項の規格の異物と同じ。
「 削 る 。」	[削る。]	[削る。]	表 示	一括表示事項 表示の方法
	[削る。]	[削る。]		第4条第1項の規格の一括表示事項と同じ。 第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 <u>ア 「みそ漬」と記載すること。ただし、薄切り又は細刻若しくは小切りしたものにあっては、「みそ漬」の文字の次に括弧を付して、「薄切り」又は「刻み」と記載すること。</u> <u>イ 1種類の原材料を漬け込んだものにあっては、アの規定にかかわらず、その最も一般的な名称を冠して「だいこんみそ漬」、「だいこんみそ漬（薄切り）」「きゅうりみそ漬（刻み）」等と記載することができる。</u> (2) 原材料名 <u>使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。</u> <u>ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。</u> <u>(ア) 漬け込んだ原材料は、「だいこん」、「きゅうり」、「しょうが」、「山ごぼう（もりあざみ）」等とその最も一般的な名称をもって、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、漬け込んだ原材料が5種類（内容重量が300g以下のものにあっては、4種類）以上のものにあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類（内容重量が300g以下のものにあっては、3種類）以上を記載し、その他の原材料を「その他」と記載することができる。</u> <u>(イ) 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</u> <u>a 糖類以外の原材料にあっては、「みそ」、「とうがらし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、とうがらしその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。</u> <u>b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のbと同じ。</u> <u>c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のcと同じ。</u>

[削る。]	[削る。]
-------	-------

[削る。]

[削る。]

表示禁止事項	イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。 (農産物からし漬類の規格)	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。
第19条 農産物からし漬類の規格は次のとおりとする。	
区分	基準
品質	香味 第3条第1項の規格の香味と同じ。 歯切れ及び肉質 第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。 色沢 第3条第1項の規格の色沢と同じ。 調製 第4条第1項の規格の調製と同じ。 からし等の状態 香味、色沢等が良好であり、かつ、きょう雜物の混入のないからし等を使用していること。 農産物の割合 内容重量に対する農産物の割合が、60%以上であること。
原材料	食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 以外の原材料 1 農産物 2 からし粉、からし油、粉わさび 3 調味料 4 香辛料 食品添加物 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 甘味料 カンゾウ抽出物、酵素処理カンゾウ、酵素分解カンゾウ、ステビア抽出物、酵素処理ステビア 2 着色料 クチナシ黄色素、ウコン色素、食用黄色4号、食用黄色5号 3 糊料 グアーガム、キサンタンガム、タマリンドシードガム、カラギナン 4 酸化防止剤 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム 5 酸味料 6 調味料 7 香料 8 D-ソルビトール 9 強化剤 栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの
表 示	異物 第3条第1項の規格の異物と同じ。 内容量 第5条第1項の規格の内容量と同じ。 一括表示事項 第4条第1項の規格の一括表示事項と同じ。 表示の方法 第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。

[削る。]

[削る。]

(1) 品名	ア 「からし漬」と記載すること。 イ 1種類の原材料を漬け込んだものにあっては、アの規定にかかわらず、その最も一般的な名称を冠して「なすからし漬」、「ふきからし漬」等と記載することができる。
(2) 原材料名	使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。
(ア) 漬け込んだ原材料は、「小なす」、「ふき」、「だいこん」等とその最も一般的な名称をもって、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、漬け込んだ原材料が5種類（内容重量が300g以下のものにあっては、4種類）以上のものにあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類（内容重量が300g以下のものにあっては、3種類）以上を記載し、その他の原材料を「その他」と記載することができる。	
(イ) 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。	
a 糖類以外の原材料にあっては、「からし粉」、「とうがらし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、とうがらしその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。	
b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のbと同じ。	
c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のcと同じ。	
イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。	
表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(べったら漬の規格)

第20条 べったら漬の規格は、次のとおりとする。

区分		基準
品質	香味	第3条第1項の規格の香味と同じ。
	歯切れ及び肉質	第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
	色沢	第3条第1項の規格の色沢と同じ。
	調製	第3条第1項の規格の調製と同じ。
	こうじ等の状態	香味、色沢等が良好であり、かつ、きょう雜物の混入のないこうじ等を使用していること。
	糖用屈折計示度	15度以上であること。
原	だいこんの割合	内容重量に対するだいこんの割合が、70%以上であること。
食品添加物		次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

材 料	以外の原材料	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> <u>だいこん</u> <u>2</u> <u>米こうじ、米</u> <u>3</u> <u>調味料</u>
	食品添加物	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> <u>甘味料</u> <u>カンゾウ抽出物、酵素処理カンゾウ、酵素分解カンゾウ、ステビア抽出物、酵素処理ステビア</u> <u>2</u> <u>保存料</u> <u>ソルビン酸カリウム</u> <u>3</u> <u>糊料</u> <u>グーガム、キサンタンガム、タマリンドシードガム、カラギナン</u> <u>4</u> <u>酸化防止剤</u> <u>L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム</u> <u>5</u> <u>酸味料</u> <u>6</u> <u>調味料</u> <u>7</u> <u>D-ソルビトール</u> <u>8</u> <u>強化剤</u> <u>栄養改善法施行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの</u>
	異物	第3条第1項の規格の異物と同じ。
	内容量	調味液を除いた重量が表示重量に適合していること。
	表 示	<p>一括表示事項 第3条第1項の規格の一括表示事項と同じ。</p> <p>表示の方法 第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) <u>品名</u> 「べったら漬」と記載すること。ただし、薄切りしたものにあっては、「べったら漬」の文字の次に括弧を付して、「薄切り」と記載すること。</p> <p>(2) <u>原材料名</u> 使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。 <u>ア</u> 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。 <u>(ア)</u> 漬け込んだ原材料は、「だいこん」と記載すること。 <u>(イ)</u> 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 <u>a</u> 糖類以外の原材料にあっては、「米こうじ」、「みりん」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。 <u>b</u> 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のbと同じ。 <u>c</u> 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のcと同じ。</p>

[削る。]

(農産物こうじ漬け類の規格)

第15条 農産物こうじ漬け類の規格は、次のとおりとする。

区分	基準
「削る。」	
香 味	第3条の規格の香味と同じ。
歯切れ及び肉質	第3条の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
色 沢	第3条の規格の色沢と同じ。
調 製	第4条の規格の調製と同じ。
こうじ等の状態	香味、色沢等が良好であり、かつ、きょう雜物の混入のないこうじ等を使用していること。
糖用屈折計示度	〔略〕
農産物及び水産物の割合	内容重量に対する農産物及び水産物の割合が、70%以上であること。
原 材 料	<p>食品添加物以外の原材料</p> <p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農産物 2 米こうじ及び米 3 ぶり、さけ、にしん及びこんぶ 4 調味料 <p>食品添加物</p> <p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 甘味料 カンゾウ抽出物、α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア及びステビア抽出物のうち2種以下 2 糊料 キサンタンガム、グアーガム及びタマリンドシードガムのうち2種以下 3 酸化防止剤 L-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムのうち1種 4 pH調整剤 アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、グルコン酸、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、フィチン酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち1種 5 酸味料 アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、グルコン酸、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、氷酢酸、フィチン酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち5種以下 6 調味料 L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニン、L-アルギニン、5'-イノシン酸二ナトリウム、塩化カリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸、ニ

表示禁止事項	イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。 第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。																		
2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。 (べったら漬以外の農産物こうじ漬類の規格)	第21条 べったら漬以外の農産物こうじ漬類の規格は、次のとおりとする。																		
品 質	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香 味</td><td>第3条第1項の規格の香味と同じ。</td></tr> <tr> <td>歯切れ及び肉質</td><td>第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。</td></tr> <tr> <td>色 沢</td><td>第3条第1項の規格の色沢と同じ。</td></tr> <tr> <td>調 製</td><td>第4条第1項の規格の調製と同じ。</td></tr> <tr> <td>こうじ等の状態</td><td>前条第1項の規格のこうじ等の状態と同じ。</td></tr> <tr> <td>糖用屈折計示度</td><td>15度以上であること。</td></tr> <tr> <td>農産物及び魚介類の割合</td><td>内容重量に対する農産物及び魚介類の割合が、70%以上であること。</td></tr> <tr> <td>原 材 料</td><td> <p>食品添加物以外の原材料</p> <p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農産物 2 米こうじ_米 3 ぶり、さけ、にしん 4 調味料 <p>食品添加物</p> <p>前条第1項の規格の食品添加物と同じ。</p> </td></tr> </tbody> </table>	区分	基準	香 味	第3条第1項の規格の香味と同じ。	歯切れ及び肉質	第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。	色 沢	第3条第1項の規格の色沢と同じ。	調 製	第4条第1項の規格の調製と同じ。	こうじ等の状態	前条第1項の規格のこうじ等の状態と同じ。	糖用屈折計示度	15度以上であること。	農産物及び魚介類の割合	内容重量に対する農産物及び魚介類の割合が、70%以上であること。	原 材 料	<p>食品添加物以外の原材料</p> <p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農産物 2 米こうじ_米 3 ぶり、さけ、にしん 4 調味料 <p>食品添加物</p> <p>前条第1項の規格の食品添加物と同じ。</p>
区分	基準																		
香 味	第3条第1項の規格の香味と同じ。																		
歯切れ及び肉質	第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。																		
色 沢	第3条第1項の規格の色沢と同じ。																		
調 製	第4条第1項の規格の調製と同じ。																		
こうじ等の状態	前条第1項の規格のこうじ等の状態と同じ。																		
糖用屈折計示度	15度以上であること。																		
農産物及び魚介類の割合	内容重量に対する農産物及び魚介類の割合が、70%以上であること。																		
原 材 料	<p>食品添加物以外の原材料</p> <p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農産物 2 米こうじ_米 3 ぶり、さけ、にしん 4 調味料 <p>食品添加物</p> <p>前条第1項の規格の食品添加物と同じ。</p>																		

		ハク酸一ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸ナトリウム、DL-トレオニン、乳酸カルシウム、乳酸ナトリウム、L-バリン、フマル酸一ナトリウム、DL-メチオニン、L-リシン塩酸塩、DL-リンゴ酸ナトリウム、リン酸水素二カリウム、リン酸二水素カリウム及びL-ロイシンのうち3種以下
	7 製造用剤	D-ソルビトール及び炭酸カリウム
	8 日持向上剤	カラシ抽出物、キトサン、チアミンラウリル硫酸塩、トウガラシ水性抽出物及びホップ抽出物のうち3種以下
「削る。」	異 物	第3条の規格の異物と同じ。
「削る。」	内 容 量	第9条の規格の内容量と同じ。
「削る。」	[削る。]	[削る。]
「削る。」	[削る。]	[削る。]

表 示	異 物	第3条第1項の規格の異物と同じ。
表 示	内 容 量	前条第1項の規格の内容量と同じ。
表 示	一括表示事項	第4条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
表 示	表 示 の 方 法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 品名 ア 「こうじ漬」と記載すること。ただし、薄切りし又は小切りしたものにあっては、「こうじ漬」の文字の次に括弧を付して、「薄切り」又は「刻み」と記載すること。 イ 1種類の原材料を漬け込んだものにあっては、アの規定にかかわらず、その最も一般的な名称を冠して「ななすこうじ漬」、「かぶこうじ漬」、「かぶこうじ漬（薄切り）」、「かぶこうじ漬（刻み）」等と記載することができる。 (2) 原材料名 使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。 ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。 (ア) 漬け込んだ原材料は、「ななす」、「かぶ」、「ぶり」等とその最も一般的な名称をもって、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、漬け込んだ原材料が5種類（内容重量が300g以下のものにあっては、4種類）以上のものにあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類（内容重量が300g以下のものにあっては、3種類）以上を記載し、その他の原材料を「その他」と記載することができる。 (イ) 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 a 糖類以外の原材料にあっては、「米こうじ」、「みりん」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

[削る。]	[削る。]	b 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のbと同じ。 c 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(i)のcと同じ。 イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。
-------	-------	---

[削る。]

[削る。]

204

表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。
--------	----------------------

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

(農産物もろみ漬類の規格)

第22条 農産物もろみ漬類の規格は、次のとおりとする。

区分		基準
品質	香 質	第3条第1項の規格の香味と同じ。
	歯切れ及び肉質	第3条第1項の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
	色 沢	第3条第1項の規格の色沢と同じ。
	調 製	細刻、小切り等が良好であること。
	もろみ等の状態	香味、色沢等が良好であり、かつ、きょう雜物の混入のないもろみ等を使用していること。
	農産物の割合	内容重量に対する農産物の割合が、50%以上であること。
原 材	食品添加物 以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 農産物 2 もろみ 3 調味料 4 香辛料
料	食品添加物	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 甘味料 カンゾウ抽出物 酵素処理カンゾウ、酵素分解カンゾウ、ステビア抽出物、酵素処理ステビア 2 着色料 赤キャベツ色素、ウコン色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、ビートレッド、カラメル、食用赤色3号、食用赤色102号、食用赤色106号、食用黄色4号、食用黄色5号 3 糊料 グーガム、キサンタンガム、タマリンドシードガム 4 酸化防止剤 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム 5 酸味料 6 調味料 7 D-ソルビトール 8 強化剤 栄養改善法実行規則第11条に規定する栄養成分の強化を目的として使用するもの
	異 物	第3条第1項の規格の異物と同じ。
	内 容 量	第5条第1項の規格の内容量と同じ。

[削る。]

(はくさいキムチの規格)

第16条 はくさいキムチの規格は、次のとおりとする。

区分	基準
香味	適度な辛み及び塩味を有していること。発酵が進んだものにあっては、適度な酸味を有していること。
歯切れ及び肉質	適度な硬さ、良好な歯切れ感及び肉質を有していること。
色沢	赤とうがらし粉固有の良好な赤味色を有していること。
調製	形状の不良なもの、損傷のあるもの等の除去及び細刻、小切り等が良好であること。

表示	一括表示事項	第5条第1項の規格の一括表示事項と同じ。
	表示の方法	第3条第1項の規格の表示の方法と同じ。ただし、品名及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。
	(1) 品名	<p>ア 「もろみ漬」と記載すること。</p> <p>イ 1種類の原材料を漬け込んだものにあっては、アの規定にかかわらず、その最も一般的な名称を冠して「きゅうりもろみ漬」、「だいこんもろみ漬」等と記載することができる。</p>
	(2) 原材料名	<p>使用した原材料を、それぞれア及びイの順に次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア 食品添加物以外の原材料は、それぞれ(ア)及び(イ)の順に次に定めるところにより記載すること。</p> <p>イ 漬け込んだ原材料は、「きゅうり」、「だいこん」、「にんじん」等とその最も一般的な名称をもって、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。ただし、漬け込んだ原材料が5種類（内容重量が300g以下のものにあっては、4種類）以上のものにあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に4種類（内容重量が300g以下のものにあっては、3種類）以上を記載し、その他の原材料を「その他」と記載することができる。</p>
	(3) 漬け込みに使用した原材料	<p>ア 漬け込みに使用した原材料は、「漬け込み原材料」の文字の次に括弧を付して、次に定めるところにより、製品に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。</p> <p>a. 糖類以外の原材料にあっては、「もろみ」、「しょうゆ」、「とうがらし」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、とうがらしその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。</p> <p>b. 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のbと同じ。</p> <p>c. 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のアの(イ)のcと同じ。</p> <p>イ 第3条第1項の規格の表示の方法の1の(2)のイと同じ。</p>
	表示禁止事項	第3条第1項の規格の表示禁止事項と同じ。

2 使用する原材料については、第3条第2項の規定を準用する。

206

	と。
塩 分	1. 0%以上4.0%以下であること。
総 酸 度	1. 0%以下であること。
原 材 料	<p>食品添加物以外の原材料</p> <p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 はくさい 2 赤とうがらし粉その他の香辛料 3 にんにく、しょうが、にんにく以外のねぎ類及びだいこん 4 食塩、みそその他の発酵調味料及びアミノ酸液 5 ごま、ナツツ類その他1及び3に掲げるもの以外の農産物 6 砂糖類 7 水産物及び塩辛類その他の水産加工品（水産物の濃縮抽出物にあっては、塩辛類と併用する場合に限る。） 8 もち米粉及び小麦粉 9 果実飲料
食 品 添加 物	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 着色料 トウガラシ色素 2 糊料 カラギナン、キサンタンガム及びグーガムのうち2種以下 3 酸味料 アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、冰酢酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち8種以下 4 調味料 L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニン、L-アルギニン、5'-イノシン酸二ナトリウム、塩化カリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸一ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸ナトリウム、DL-トレオニン、乳酸カルシウム、L-バリン、L-ヒスチジン塩酸塩、フマル酸一ナトリウム、DL-メチオニン、L-リシン塩酸塩、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム、DL-リンゴ酸ナトリウム、リン酸水素二カリウム、リン酸二水素カリウム及びL-ロイシンのうち13種以下 5 香料（天然香料に限る。） 6 製造用剤 D-ソルビトール及び炭酸カリウム
異 物	第3条の規格の異物と同じ。
内 容 量	第9条の規格の内容量と同じ。
(はくさい以外の農産物キムチの規格)	
第17条 はくさい以外の農産物キムチの規格は、次のとおりとする。	
区 分	基 準

香 味	第16条の規格の香味と同じ。
歯切れ及び肉質	第16条の規格の歯切れ及び肉質と同じ。
色 沢	第16条の規格の色澤と同じ。
調 製	第16条の規格の調製と同じ。
塩 分	第16条の規格の塩分と同じ。
総 酸 度	1. 2%以下であること。
固形物の割合(主原料を薄切り又は細刻若しくは小切りしたものに限る)	内容重量に対する固形物の割合(主原料として山菜及び菜類を使用したものと除く。)が、75%(内容重量が300g以下のものにあっては、70%)以上であること。
原 材 料	<p>食品添加物以外の原材料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農産物 2 赤とうがらし粉その他の香辛料 3 調味料 4 水産物及び塩辛類その他の水産加工品 5 米粉及び小麦粉 6 食用植物油脂 7 果実飲料
食 品 添加 物	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 着色料 クチナシ黄色素、トウガラシ色素及びベニバナ黄色素 2 糊料 カラギナン、キサンタンガム及びグーガムのうち2種以下 3 酸化防止剤 L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸ナトリウム及びDL-α-トコフェロール 4 酸味料 アジピン酸、クエン酸、クエン酸三ナトリウム、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、氷酢酸、DL-リンゴ酸及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち8種以下 5 調味料 L-アスパラギン酸ナトリウム、DL-アラニン、L-アルギニン、5'-イノシン酸二ナトリウム、塩化カリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、クエン酸三ナトリウム、グリシン、L-グルタミン酸ナトリウム、コハク酸一ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸水素カリウム、L-酒石酸ナトリウム、DL-トレオニン、乳酸カルシウム、L-バリン、L-ヒスチジン塩酸塩、フマル酸一ナトリウム、DL-メチオニン、L-リシン塩酸塩、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム、DL-リンゴ酸ナトリウム、リン酸水素二カリウム、リン酸二水素カリウム及びL-ロイシンのうち13種以下

	<p>6 香料（天然香料に限る。）</p> <p>7 製造用剤</p> <p>D-ソルビトール及び炭酸カリウム</p> <p>8 目持向上剤</p> <p>カラシ抽出物、キトサン、チアミンラウリル硫酸塩、トウガラシ水性抽出物、ホップ抽出物及びユッカフォーム抽出物のうち3種以下</p>
--	--

異物	第3条の規格の異物と同じ。
内容量	主原料を薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの（主原料として山菜及び菜類を使用したものを除く。）にあっては内容重量が表示重量に、その他のものにあっては調味液を除いた重量が表示重量に適合していること。

(測定方法)

第18条 第3条から前条までの規格における糖用屈折計示度、全窒素分、アルコール分、塩分、水素イオン濃度及び総酸度の測定方法は、次のとおりとする。

事項	測定方法
糖用屈折計示度	漬けた原材料を細切りし均一としたもの（農産物ぬか漬け類、農産物かす漬け類、農産物みそ漬け類及び農産物こうじ漬け類のうち、薄切り、細刻若しくは小切りしたもの又はにんにくのりん片を漬けたものにあっては、ぬか類等、酒かす等、みそ等及びこうじ等を含んだものを細切りし均一としたもの）（以下「試料」という。）の圧搾液汁について糖用屈折計を用いて20℃における屈折計示度を測定する。
全窒素分	試料5gを量りとり、これに分解促進剤5g及び濃硫酸20mlを加えて加熱分解する。この分解液をアルカリ性とした後、窒素定量装置により蒸留し、滴定して全窒素量を求め、試料重量に対する百分比を全窒素分とする。
アルコール分	[略]
塩分	[略]

(測定方法)

第23条 第5条から第16条まで、第18条、第20条及び第21条の規格における糖用屈折計示度、全窒素分、アルコール分、塩分及び水素イオン濃度の測定方法は、次のとおりとする。

事項	測定方法
糖用屈折計示度	漬け込んだ原材料を細切りし均一としたもの（農産物かす漬類、農産物みそ漬類及び農産物こうじ漬類のうち、薄切り、細刻若しくは小切りしたもの又はにんにくのりん片を漬け込んだものにあっては、酒かす等、みそ等及びこうじ等を含んだものを細切りし均一としたもの）（以下「試料」という。）の圧搾液汁について糖用屈折計を用いて20℃における屈折計示度を測定する。
全窒素分	試料5gを量りとり、これに硫酸カリウム95、黄色酸化第二水銀5の割合の分解促進剤約5gと濃硫酸20mlを加えて加熱分解する。この分解液に約50mlの水と8%チオ硫酸ナトリウム液10mlを加えて水銀を沈殿させ、これに少量の砂状亜鉛を加え冷却し、アルカリ性とした後、塩入一奥田式蒸留装置を用いて蒸留する。 あらかじめ、4%ほう酸溶液10mlを入れてある受器に100mlの留液を得るまで蒸留し、これをプロムクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬を用いて0.05mol/L硫酸で滴定し、全窒素量を求め、試料重量に対する百分比を全窒素分とする。
アルコール分	試料5gを量りとり、これに約1gの炭酸カルシウムと100mlの水を加えて、100ml弱の留液を得るまで水蒸気蒸留し、水を加えて100mlとする。これから2mlをとり、0.03mol/L重クロム酸カリウム液10mlと濃硫酸10mlを加え、1時間放置して反応を完結させた後、水を加えて希釈し、10%ヨウ化カリウム溶液を加えて遊離するヨウ素を速やかに0.1mol/Lチオ硫酸ナトリウムで滴定し、アルコール量を求め、試料重量に対する百分比をアルコール分とする。
塩分	試料5gを量りとり、これに約20mlの水を加えてホモジナイズし、水を加えて100mlとする。よく混合し均一にした後、ろ過し、ろ液10mlをとり、2%クロム酸カリウム指示薬を加え、0.1mol/L硝酸銀溶液で滴定し、食塩分を求め、試料重量に対する百分比を塩分とする。

水素イオン濃度	[略]
総酸度	試料5gを量りとり、これに約20mlの水を加えてホモジナイズし、水を加えて100mlとする。よく混合し均一にした後、ろ過し、ろ液10mlをとり、0.01mol/L水酸化ナトリウム溶液で滴定し、乳酸として算出して得た値の試料溶液に対する百分比を総酸度とする。

[削る。]

209

水素イオン濃度	試料の圧搾したもの又は圧搾液汁について、ガラス電極水素イオン濃度測定装置を用いて測定する。
---------	---

別記様式(第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条関係)

品名
原材料名
内容量
賞味期限
保存方法
原産国名
製造者

備考

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)(以下「JISZ8305」という。)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150cm²以下のものにあっては、JISZ8305に規定する6ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができます。
- 3 内容量の表示を省略するものにあっては、この様式中「内容量」を省略すること。
- 4 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。
- 5 この様式中「賞味期限」とあるのは、これに代えて「品質保持期限」と記載することができる。
- 6 保存方法の表示を省略するものにあっては、この様式中「保存方法」を省略すること。
- 7 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること。
- 8 輸入品にあっては、7にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。
- 9 輸入品以外のものにあっては、この様式中「原産国名」を省略すること。
- 10 この様式は、縦書きとすることができます。